

埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書 第109集

与野市

だい もん みなみ
大 門 南 遺 跡

県民劇場建設工事関係埋蔵文化財発掘調査報告

1991

財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団

序

与野市は埼玉県の南東部に位置し、昔から市場町として栄えておりました。ところが近年は、埼京線の開通や首都圏の拡大によって住宅都市としての発展がめざましい地域であります。

埼玉県では、県民文化の向上と発展を願い、与野市上峰地内に県民芸術劇場を建設することとなりました。建設に先立つ事前の調査によって、用地内に埋蔵文化財が存在することが明らかとなつたため、関係機関と慎重に協議を重ねてまいりましたが、当事業団が発掘調査を実施して、その記録を保存することになりました。

発掘調査の結果、鎌倉時代から室町時代にかけての遺構が数多く発見されました。特に、道路と考えられる遺構は、鎌倉街道のひとつである羽根倉道の存在を示唆するものであります。また、柵跡や建物跡の存在は、当時の人々の生活を考える上で貴重な資料を提供してくれました。

本書は、これらの成果をまとめたものでありますが、これが埋蔵文化財の保護に関する資料として、また学術研究の基礎資料として広く御活用いただければ幸いに存じます。

刊行に当たり、発掘調査に関する調整に尽力していただきました埼玉県教育局指導部文化財保護課をはじめ、発掘調査から報告書刊行にいたるまで多大な御協力をいただきました埼玉県県民部文化芸術事業推進室、与野市教育委員会並びに地元関係者各位、さらに発掘・報告書作成に携われた方々に対しまして深く感謝いたします。

平成3年9月

財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団
理事長 荒井修二

例　　言

1. 本書は埼玉県与野市上峰 3 丁目540—1 番地他に所在する大門南遺跡(平成 3 年 2 月18日付け委保第 5 の1847号)の発掘調査報告書である。
2. 発掘調査は県民芸術劇場建設に先立つ事前調査であり、埼玉県教育局指導部文化財保護課の調整を経て、埼玉県県民部文化芸術事業推進室の委託により、財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団が実施した。
3. 本書にかかる発掘調査は、平成 2 年 8 月 1 日から平成 3 年 3 月31日まで実施した。発掘調査対象面積は8000m²である。報告書作成のための整理作業は、平成 3 年度に受託し、平成 3 年 8 月 1 日から平成 3 年 9 月30日まで実施した。発掘調査・整理作業の組織は第Ⅰ章に示した。
4. 溝覆土内から出土した馬骨の鑑定については、株式会社パリノサーヴェイに委託し、群馬県立大間々高等学校教諭・宮崎重夫氏の協力を得た。
5. 発掘調査時の写真は、浜野美代子・細田 勝が撮影し、遺物写真は細田 勝が撮影した。
6. 出土品の整理及び図の作成は細田が担当した。
7. 本書の執筆は、第Ⅰ章を文化財保護課が、その他は細田が担当した。
8. 本書の編集は、資料部資料整理第 1 課及び細田があたった。
9. 本書にかかる資料は、平成 3 年度以降埼玉県埋蔵文化財センターが保管・管理する。
10. 本書の作成にあたり、下記の方々より御協力を賜った。(敬称略)
浅野晴樹（文化財保護課）　奏野昌明（与野市教育委員会）　宮瀬耕二（埼玉県立博物館）

凡　　例

1. 本書の挿図における指示は以下のとおりである。
X・Yによる座標表示は、国家標準直角座標第IX系に基づく座標値を示し、方位は全て座標北を示す。
挿図の縮尺は住居跡1/60、火葬墓1/30、掘立柱建物跡・井戸跡・土壙1/80、柵列1/160、溝跡平面1/400、溝跡断面1/160、同拡大図1/30を原則とした。
遺構の略号は、住居跡 SJ、掘立柱建物跡 SB、井戸跡 SE、火葬墓 SH、土壙 SK、柵跡 SA、溝 SD、室状遺構 SX である。
2. 遺構挿図におけるスクリーントーンは馬骨出土範囲、硬化面を示しす。
3. 土層の色調は「新版標準土色帳」(農林省水産技術会議事務局監修)による。

目 次

序

例言

凡例

I 調査の概要

1	発掘調査に至る経過	1
2	発掘調査・整理作業の組織	2
3	調査の経過	2

II	遺跡の立地と環境	3
----	----------	---

III	遺跡の概観	5
-----	-------	---

IV 検出された遺構

1	住居跡	7
2	掘立柱建物跡	8
3	火葬址	17
4	井戸跡	19
5	柵列	20
6	溝	24
7	推定道路遺構	26
8	土壤	27
9	室状遺構	39

V	分析結果	42
---	------	----

VI	総括	44
----	----	----

挿図目次

第1図 遺跡分布図	4	第19図 第3号柵列	23
第2図 遺跡周辺の地形	6	第20図 A区溝	24
第3図 第1号住居跡	7	第21図 推定道路遺構	25
第4図 第1号掘立柱建物跡	8	第22図 馬骨出土状態	26
第5図 第2号掘立柱建物跡	9	第23図 土壌(第1面)	29
第6図 第3号掘立柱建物跡	10	第24図 土壌(第2面)	30
第7図 第4号掘立柱建物跡	10	第25図 土壌(第3面)	31
第8図 第5号掘立柱建物跡	11	第26図 土壌(第4面)	32
第9図 第6号掘立柱建物跡	12	第27図 土壌(第5面)	33
第10図 第7号掘立柱建物跡	13	第28図 土壌(第6面)	34
第11図 第8号掘立柱建物跡	14	第29図 土壌(第7面)	35
第12図 第9号掘立柱建物跡	15	第30図 土壌(第8面)	36
第13図 第10号掘立柱建物跡	16	第31図 土壌(第9面)	37
第14図 第11号掘立柱建物跡	17	第32図 土壌(第10面)	38
第15図 火葬址	18	第33図 土壌(第11面)	39
第16図 井戸跡	19	第34図 遺構の主軸方位	45
第17図 第1号柵列	21	附図 大門南遺跡遺構全測図	
第18図 第2号柵列	22		

表目次

第1表 土壌一覧表	40	第4表 馬歯計測値上顎臼歯	43
第2表 土壌一覧表	41	第5表 馬歯計測値下顎臼歯	43
第3表 室状遺構一覧表	41	第6表 全臼歯列長計測値比較表	43

図版目次

図版1 大門南遺跡全景	第3号柵列東端部
図版2 第1～5号掘立柱建物跡全景	第1号火葬址
第1号掘立柱建物跡	第2号火葬址
第5号掘立柱建物跡	第3号火葬址
第2号掘立柱建物跡	第1号井戸跡
第10号掘立柱建物跡	第1号井戸跡土層
図版3 第8～9号掘立柱建物跡全景	第2号井戸跡
第6～7号掘立柱建物跡全景	第2号井戸跡土層
図版4 第1号柵列全景	A区第3号溝土層
第2号柵列全景	推定道路遺構(北東から)
第3号柵列全景	推定道路遺構(北から)

I. 調査の概要

1. 発掘調査に至る経過

埼玉県民の文化に対する关心は年々高まり、その活動も単に芸術鑑賞にとどまらず、自らが参加し演ずる創造活動が増大している。このような県民の要望に応えるべく、創造的舞台芸術活動の場としての県民芸術劇場（仮称）の整備が県民部によって計画された。このような開発事業に対応するために、県教育局指導部文化財保護課では、開発関係部局と事前協議を実施し、文化財の保護について遺漏のないように調整を進めているところである。

発掘調査に至る経過は、平成元年6月21日付け自治第306号で県民部自治文化課長から文化財保護課長あて県民芸術劇場（仮称）建設予定地における埋蔵文化財の所在及びその取り扱いについての照会があり、これに対して文化財保護課では平成元年8月22～25・28日に試掘調査を行った。その結果に基づき、平成元年9月25日付け教文第843号で概ね下記のとおり回答した。

1. 建設予定地内には繩文時代および中・近世の大門南遺跡が所在する。
2. これらの埋蔵文化財包蔵地の取り扱いは、現状保存することが望ましい。
3. 工事計画上已むを得ず現状を変更する場合は文化財保護法第57条の3の規定に従って、事前に記録保存の発掘調査を実施すること。
4. 発掘調査にあたっては、当課と協議すること。

その後、取り扱いについて文化財保護課と自治文化課において協議を重ねたが、計画変更是不可能となったため、已むを得ず記録保存のための発掘調査を実施することになった。発掘調査の実施については、実施機関である財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団と自治文化課、文化財保護課の三者により、調査方法、調査期間、調査経費を中心に協議を行った。その結果、平成2年8月から平成3年3月まで調査を実施することが決定された。

財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団から文化財保護法57条第1項に基づく埋蔵文化財発掘調査届が平成2年7月20日付け財埋文315号で文化庁長官あて提出され、文化庁から平成3年2月18日付け委保第5-1847号で受理通知があった。

（文化財保護課）

2. 発掘調査・整理作業の組織

1. 発掘調査（平成2年度）

理 事 長 荒井 修二
副 事 長 早川 智明
常務理事兼管理部長 古市 芳之
理事兼調査部長 吉川 國男

庶務經理

庶 務 課 長 高田 弘義
主 査 松本 晋
主 事 長 滝美智子
經 理 課 長 関野 栄一
主 任 江田 和美
主 事 本庄 朗人
主 事 斎藤 勝秀

発掘

理 事 兼 調 査 部 長 吉川 國男
調 査 部 副 部 長 塩野 博
調 査 部 第 4 課 長 鈴木 敏昭
主 査 浜野 美代子
主 任 調 査 員 細田 勝

2. 整理（平成3年度）

理 事 長 荒井 修二
副 事 長 早川 智明
常務理事兼管理部長 古市 芳之
庶務經理

庶 務 課 長 高田 弘義
主 査 松本 晋
主 事 長 滝美智子
經 理 課 長 関野 栄一
主 任 江田 和美
主 事 福田 昭美
主 事 腹塚 雄二
主 事 菊池 久

整理

資 料 部 長 中島 利治
資 料 部 副 部 長 兼 資 料 整 理 第 1 課 長 増田 逸朗
主 任 調 査 員 細田 勝

3. 調査の経過

大門南遺跡の発掘調査は、県民芸術劇場の建設に伴い平成2年8月1日から平成3年3月までの7ヶ月間にわたって実施された。発掘調査対象面積は8000m²である。調査区は工場跡地であったため、基礎工事などにより著しく攪乱されており、結果的にはぼし字形の調査区を設定した。

平成2年8月からバックホー・ブルドーザーによる表土除去作業を実施し、8月末にはぼば遺構の全容を把握した。表土除去の結果、調査区は東から西側にかけて緩やかな傾斜を示していることが明らかとなった。調査以前は平坦地であったが、恐らく、工場建設にともない台地の東側を削平して低い部分を埋め、さらに残土を盛って填圧したものと思われる。

調査区西側の遺構精査・写真撮影を11月中旬に終了し、図面作成を継続する傍ら統いて東側の溝跡の精査を実施した。平成3年2月下旬に遺構の精査・図面作成・写真撮影を終了し、3月初旬に航空写真撮影を行った。最期に器材の撤収を行い、調査を終了した。

II. 遺跡の立地と環境

大門南遺跡は、埼玉県与野市上峰3丁目に所在する鎌倉・室町時代から近世にかけての遺跡であり、JR埼京線与野本町駅から0.5km南西に位置する。

与野市は、埼玉県の南東部に位置し、広義の大宮台地の南西部にあたる。台地の西側には荒川の低地帯が、遺跡の東側与野市のほぼ中央部には、練敷川によって開拓された鴻沼低地が広がっている。

遺跡周辺は古くから市場町として発達しており、本町通に往時の面影を忍ぶことができる。また、遺跡から本町通を北に辿ると、鎌倉時代に創建され、後に現在の地に移ったとされる円乗院が、南に迫ると県指定天然記念物のモッコクや、与野市最古の年号をもつ正元2年(1260)の板碑のある妙行寺がある。

与野市内には、中世に開闢した遺跡が多く存在している。遺跡周辺に目を転じてみると、大門南調査区の南西には、大門南遺跡と隣接するよう真土館跡が存在している。また、遺跡の約300m南東には、真土館跡に接するようにして、矢垂館跡が存在している。大門南遺跡から本町通をさらに南下すると、遺跡から約700m離れて今宮館跡が存在している。先にふれた妙行寺は、矢垂・今宮両館跡のほぼ中間に位置している。

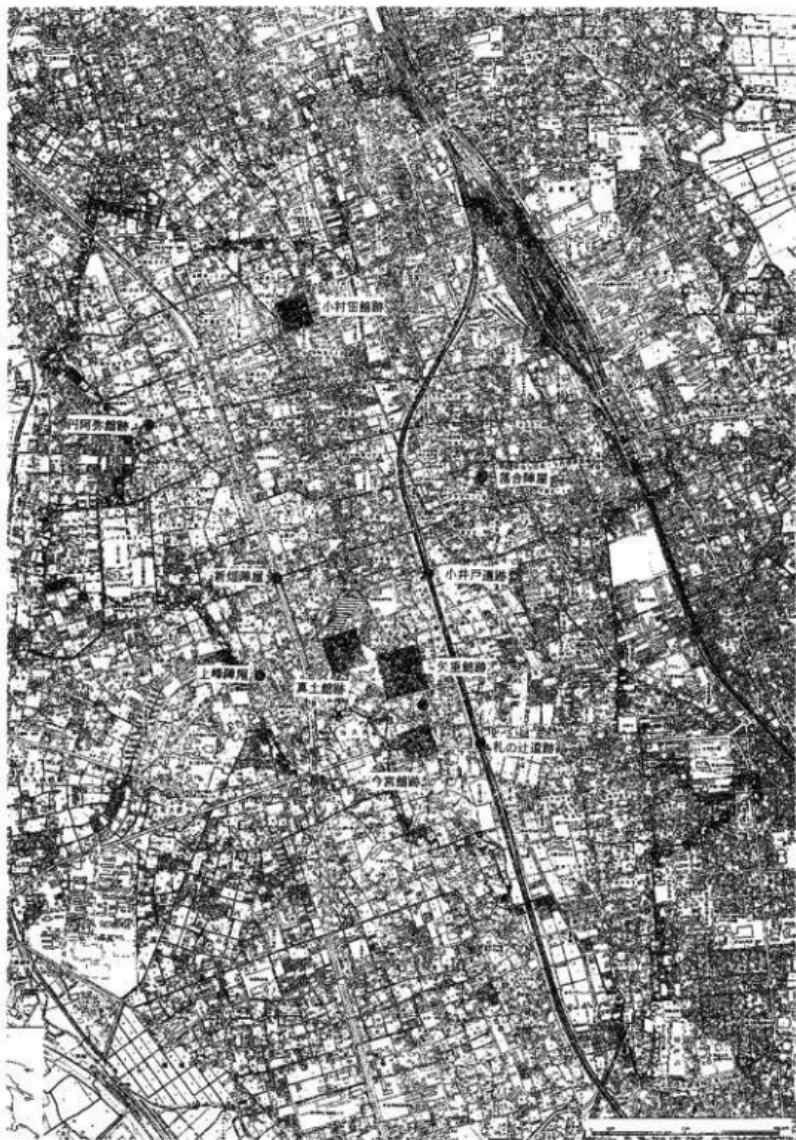
現在の本町通を北上すると、大門南遺跡から約1.5km離れて小村田館跡が存在する。大門南遺跡を始めとして、真土・矢垂・今宮・小村田の各館跡が、現在の本町通に極く近接するように位置していることは、極めて興味深いものがある。

東北・上越新幹線の建設に伴う発掘調査によても、中～近世に属すると考えられる遺構の報告例がある。札之辻遺跡では墓壙・溝・掘建柱建物跡が検出された他、矢垂遺跡でも時期不詳ながら多くの溝が検出されている。何れの遺跡とも、館跡に隣接していることは、あるいは何等かの関連を有するものかもしれない。

上記遺跡以外にも、落合陣屋・円阿弥館跡・新畑陣屋・上峰陣屋等の存在が報告されているが、何れの遺跡とも正確な時期決定を下し難いのが現状であろう。

ところで、与野市内には鎌倉街道が通っていたと言われている。正確には鎌倉街道の脇往廻である羽根倉道の伝承が存在している。与野市史によれば、羽根倉道は入間川を渡河した後、現在の県道浦和・所沢線に沿うように東進し、与野市内の本町通に入り上尾市原市方面に至る経路が推定されている。先に触れたように、館跡・寺院等がほぼその経路に沿うかのように位置している。大門南遺跡で検出された溝を伴う推定道路遺構は、あるいは羽根倉道の存在を示唆するものかもしれない。

明治14年の陸軍第1師管地方迅速図によれば、本町通は現在とほぼ変わらぬ通である。本町通が遺跡北東側で屈曲せず直進していたのは恐らく江戸時代以前であろう。



第1図 遺跡分布図

III. 遺跡の概観

大門南遺跡は、便宜上調査区を2地区に分離し、南北にのびる東側部分をA区、東西方向にのびる西側部分をB区とした。B区を終了後にA区の調査をおこなった。地形からみるとB区の標高がA区に比較して1m程度高いことがわかる。

A区

A区では、調査区を東西方向に伸びる三条の柵列間に、井戸跡・掘立柱建物跡が配されている。柵列は、調査区全体に伸びるものではなく、西半部では検出されなかった。柵列は柱穴に重複関係が認められることから、建て替えが行われたものと想定される。柵列間の距離は15~20mを測る。柵列は確認面から、深いものでは1m以上の掘り込みを有し、柱穴の平面形態も長方形を呈するものが多く、極めて堅固な造りであったことが考えられる。第1号柵列は西に移るに従い、掘り込みの深度を減じ、平面形態も小型となる。第2号柵列は西端で溝と連結し、終息するようである。

柵列間に検出された掘立柱建物跡は、主軸方向が柵列とほぼ直行するように構築されている。柵列と同様に、掘立柱建物跡にも重複関係が認められ、建て替えが行われたものと考えられる。あるいは、柵列の建て替えと同一時期に行われた可能性も考えられる。掘立柱建物跡付近では、柵列の柱穴間隔が離れていたり、第2号柵列のように、対向する柱穴列が存在し、出入口をもっていたことが想定される。このことは、第1・2号柵列のほぼ中間に幅約2mの硬化面が検出され、通路と考えられることからも想定が可能であろう。

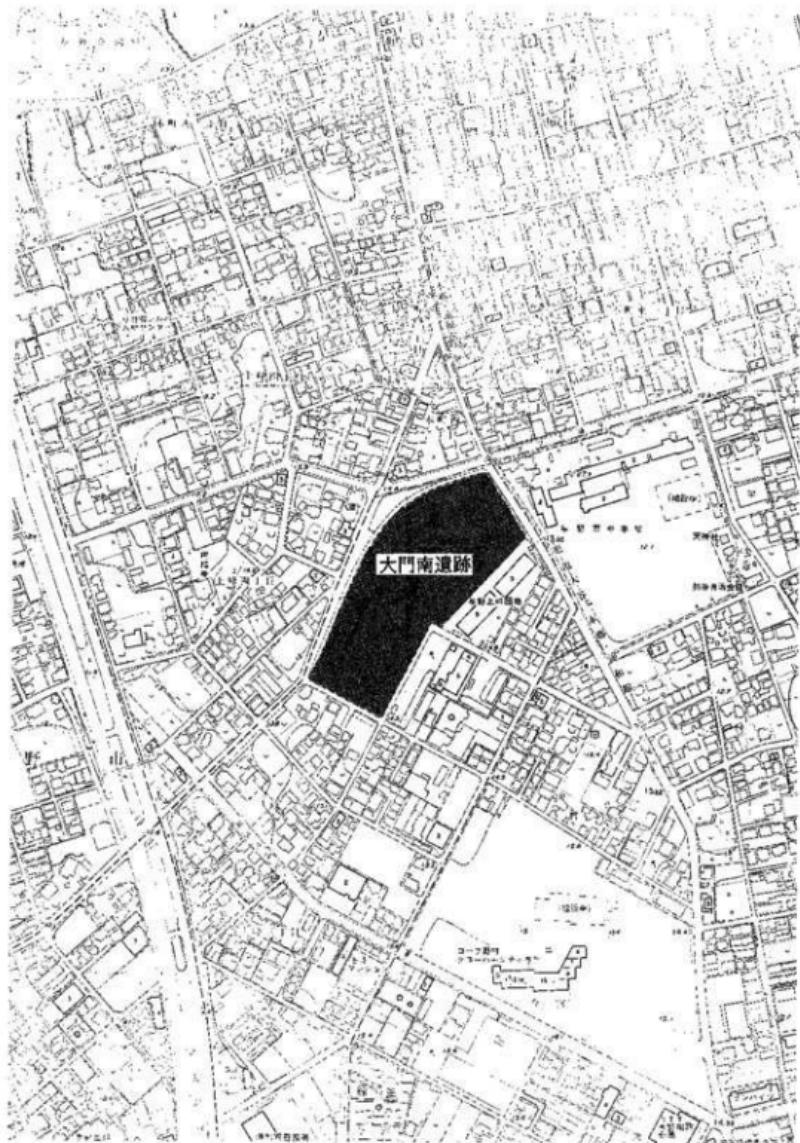
第1号柵列の西端部南側には墓壙が存在する。また、火葬址が3基検出されたが、墓壙を含めて他の遺構との関連は時期的にも不明と言わざるを得ない。

B区

B区で検出された遺構は溝6条である。第4号溝は他と形状が異なり、薬研堀状を呈し南北に直線的に伸びるが、他の溝は、断面が浅い皿状を呈し、蛇行しながら南北に伸びる。従って、性格を同一視することはできない。また、4号溝を除く他の溝は並列して伸びる点にも共通性が窺える。

A区もB区と同様に著しい擾乱をうけており、また、ハードローム面まで削平されていることから、溝は本来もっと深いものであったようだ。ところで、溝列を北方向に辿ると、現在の本町通に矛盾なく接することができる。恐らく第3号溝を含めて、溝列は道路の側溝と考えることができよう。あるいは、推定鎌倉街道と想定することが可能と考えられる。先に触れたように、削平のために、硬化面等を検出することはできなかった。

溝列（道路遺構）は、A区の柵列とほぼ直行するようにのびており、調査区の位置する台地のなかでも、最も標高の高い部分で検出されている。恐らく、道路遺構と柵列に囲まれた井戸跡・掘立柱建物跡等の遺構群とは有機的な関連性をもっていたことが考えられる。



第2図 遺跡周辺の地形

IV. 検出された遺構

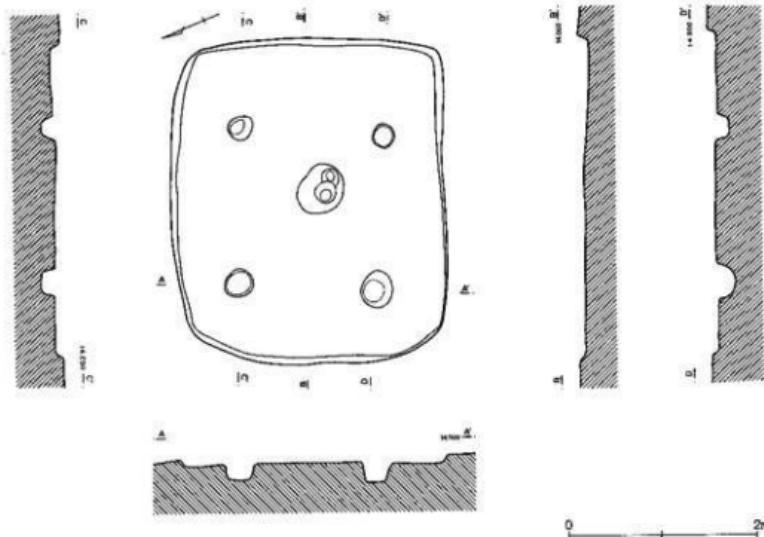
1. 住居跡

住居跡は、調査区の南西隅S-4グリッドで検出された。大門南遺跡において検出された、縄文時代の唯一の遺構である。長径3.5m×短径2.9mの隅丸長方形を呈する。遺構確認時に暗褐色土の覆土に僅かに焼土・炭化物粒子の広がりが確認された。工場建設の基礎工事によって壁と床面の一部が破壊されている。

壁は確認面から10~20cm程度の垂直に近い掘り込みであり、北西コーナー部では立ち上がりが不明瞭である。床面はやや起伏を有するが、硬化部分などは確認されなかった。覆土は2層で、後世の耕作による擾乱を受けており、堆積状態は良好とは言えない。

柱穴は各コーナー寄りに4本検出された。床面からは20cm前後の深度を有し、南壁側でやや浅い傾向が窺える。

床面のほぼ中央部に地床炉が検出された。炉跡下部には柱穴状の掘り込みを有し、確認面から最深部で約50cmを測る。覆土は暗褐色土1層のみで、住居跡覆土第1層と同様である。炉跡覆土からは焼土・炭化物等の顕著な堆積は確認されず、壁周囲に火熱による赤変等も確認されなかった。遺物は、加曾利E3式土器の小片が若干出土したに過ぎない。



第3図 第1号住居跡

2. 掘立柱建物跡

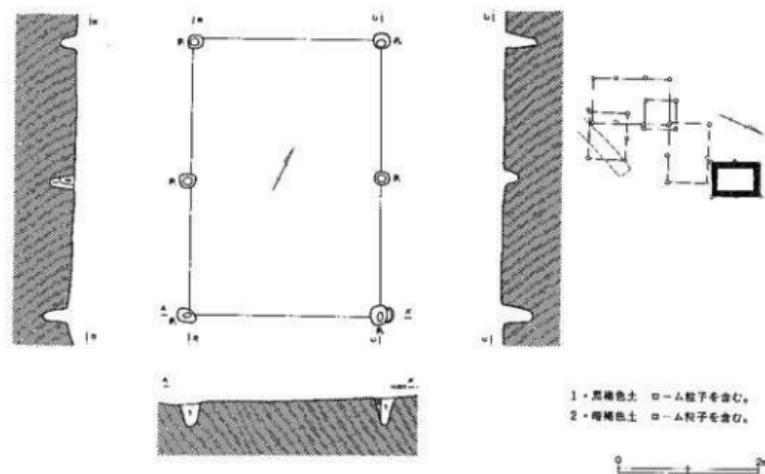
大門南遺跡では、総数11棟の掘立柱建物跡が検出された。建物跡の分布は、大きく3地点に集中する傾向が窺える。則ち、P～Q-5グリッドに位置する2棟の建物跡、L～M-7～8グリッドに集中する5棟の建物跡、そしてK～L-5～6グリッドに集中する4棟の建物跡である。各々の位置をA～C群と仮称した。A～B群では建物跡に重複関係が認められる。C群では柱穴が100基近く検出されており、他にも建物跡が存在していたものと考えられる。

建物跡は、桁行3間×梁行1間のものが5棟、桁行2間×梁行1間のものが4棟、梁・桁行が2間のもの1棟、梁・桁行が1間のものが1棟である。覆土は暗褐色土と黒褐色土を基調とし、柱痕が観察されるものがある。遺物をともなうものは存在しない。

建物跡の主軸方向は、N-20°-W前後を呈するものと、N-25°-E前後のものがある。両者に見られる主軸の差は、各建物跡群を画して調査区内を北東から南西方向に走る柵列と略並行するものと、直行するもののとの相違と考えられる。建物跡の重複関係からみて、主軸を異にする建物跡は、同時期に並存していたことが想定される。なお、建物跡には焼土・炭化物等の拡がりは認められなかった。

A群掘立柱建物跡

L～M-7～8グリッドに集中する5棟の建物跡であり、第2～第5号建物跡には建て替え？による重複が認められる。柱穴の土層観察によれば、第2号建物跡が第5号建物跡に後続し、第3号建物跡が第5号建物跡に先行する。第3号建物跡は、1間等間の柱間で、趣を異にする。軸方向か



第4図 第1号掘立柱建物跡

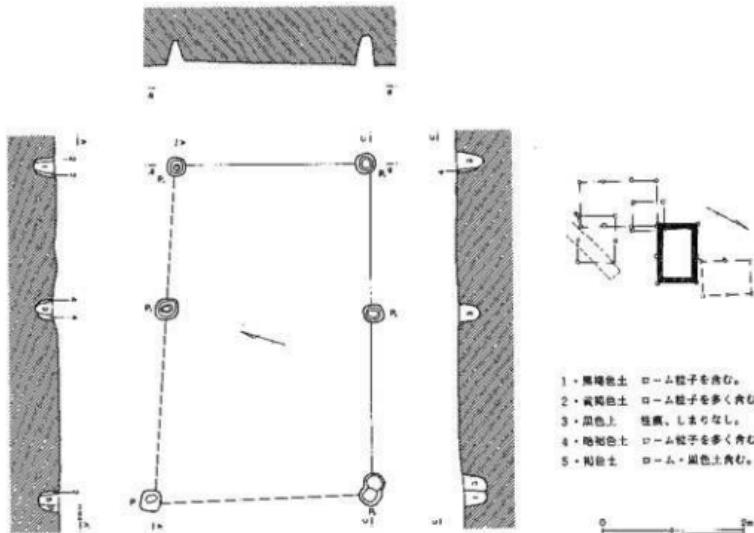
らみると3次の建て替えが想定される。

第1号掘立柱建物跡（第4図）

L-7～8グリッドに位置し、第2号掘立柱建物跡に接している。第2号と第3号柵列間に集中する5棟の建物群（A群）のうち、最も北側に位置する建物跡である。規模は桁行2間（3.9m）×梁行1間（2.7m）であり、梁行1間が桁行に対し1mほど長くとられている。このような柱穴配置は、大門南遺跡で検出された建物跡の特徴といえる。柱穴の平面形態は方形で、深さは確認面から20～40cmを測る。柱痕や柱の抜き取り痕は確認されなかった。主軸方位はN-28°-Wである。

第2号掘立柱建物跡（第5図）

L～M-7～8グリッドに位置し、第5号建物跡柱穴P1と重複関係にある。土層観察からは、第2号建物跡は第5号建物跡に後続する時間的位置付けが考えられる。規模は桁行2間×梁行1間で、桁行の柱穴間隔はP1～P3・P4～P5間が2m、P1～P2・P5～P6間が2.6m、梁行間隔はP3～P4・P1～P6間が各々2.6m・3.2mを測り、全体に均整のとれない建物となっている。柱穴の平面形は一辺が約30cmの方形を呈し、確認面からの深さは30～40cm前後を測る。中央の柱穴P2・P5がやや浅い傾向が窺えるものの、全体に均一な掘り込みと言えよう。桁行南側では柱痕が観察されるが、南側は単純な土層であり、或いは部分的な柱の抜き取りが行われたのかもしれない。

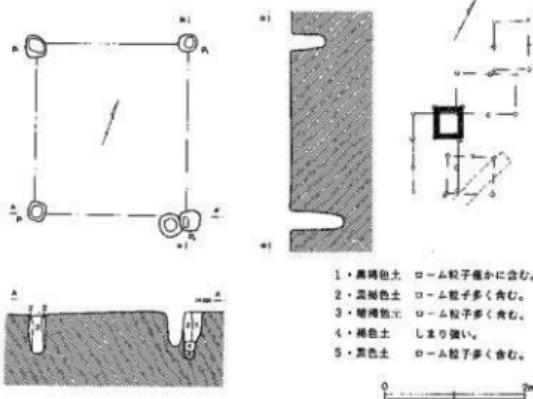


第5図 第2号掘立柱建物跡

第3号掘立柱建物跡（第6図）

M-7グリッドに位置する。規模は桁行1間×梁行1間で、P4が第5号建物跡柱穴P1と重複しており、第5号建物跡に先行して構築されたものと考えられる。桁行はP1～P2間が2.4m、P3～P4間が2.6mを測る。梁行間は心々で1.2m等間であるが、やや均衡に欠ける建物と言えよう。桁・梁行ともに1間の建物跡は、後述するB群に1棟が見られるが純柱であり、4本柱穴で構築された建物跡は本例のみである。柱穴の平面形態は1辺が26～30cmの方形で、確認面からの深さは、50～70cmで、均一性に欠ける。

柱穴P1には柱痕が明瞭に観察される。主軸方位は、N-20°-Wである。



第6図 第3号掘立柱建物跡

第4号掘立柱建物跡（第7図）

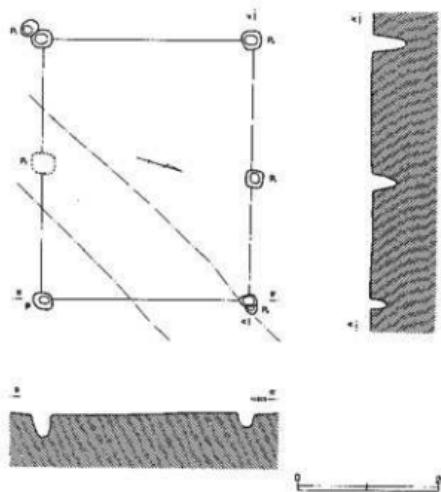
M-7～8グリッドに位置する。A群建物跡では最も南に位置している。

工場建設による基礎工事によって、柱穴P2相当部分が破壊されている。

第5号掘立柱建物跡と重複しているが、前後関係は明らかではない。

規模は桁行2間×梁行1間で、桁行柱穴間隔は心々で1.8m、梁行間は3mを測る。梁行間に柱穴は確認されなかった。柱穴の平面形態は、1辺が30cm前後の方形を呈し、確認面からの深さは20～50cmで、北から南側に向かって地形の傾斜に合わせるごとに深度を増している。

主軸方位はN-74°-Eである。

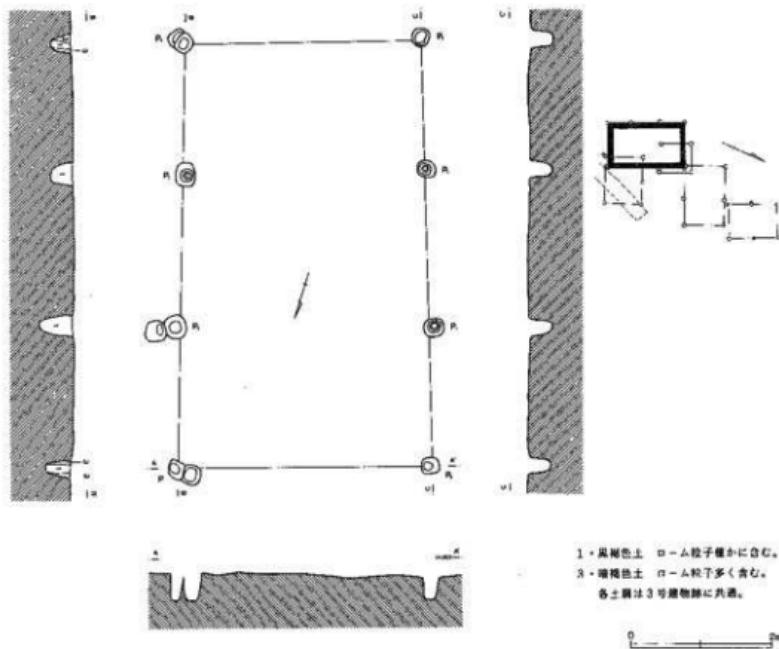


第7図 第4号掘立柱建物跡

第5号掘立柱建物跡（第8図）

M～N-7～8グリッドに位置する。規模は桁行3間×梁行1間である。桁行の各柱穴間隔は心々で2m等間である。梁行はP4～P5間が3.3m、P1～P8間が3.6mを測り、梁行間隔が不均等である。

柱穴の平面形態は1辺が約30cmの方形を呈し、確認面からの深さは30～50cmを測る。桁行西側では深さが均一である。柱穴の断面形態は逆台形状を呈しており、底面はほぼ平坦となっている。底径は10～14cm前後である。柱痕の観察可能な柱穴P1・P4から合わせて推定すると、埋設された柱の直径も同様の数値を示すものと思われる。柱穴P3・P6～P7では、底部が段状に掘り込まれており、或いは先端の尖った柱が埋設されていたことも考えられよう。主軸方位はN-18°-Wである。



第8図 第5号掘立柱建物跡

B群掘立柱建物跡

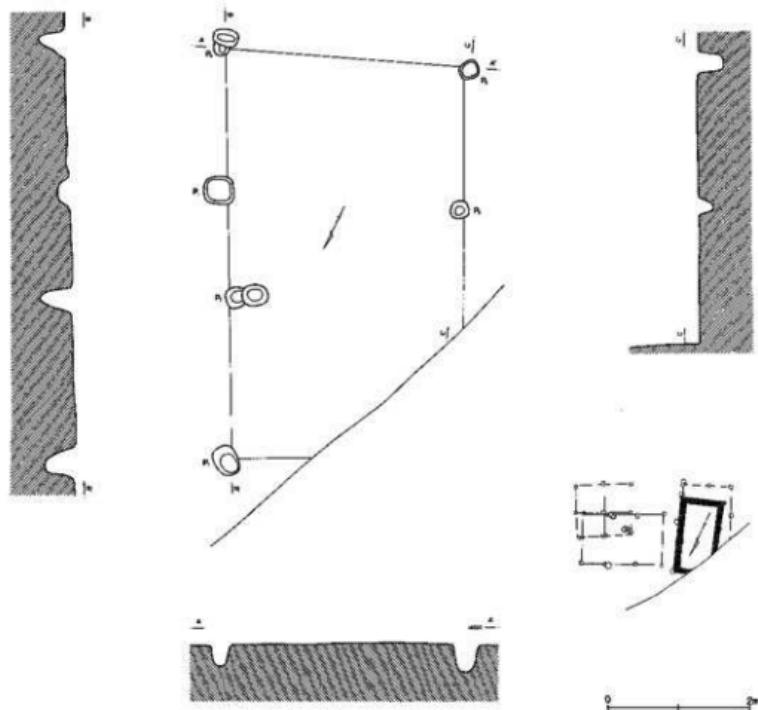
B群はK～L-5～6グリッドにかけて位置し、第6号～第9号までの総数4棟の建物跡が集中している。検出された建物群の北側が調査対象区域外となっているため、建物群の範囲を確定することはできない。建物群は第3号柵列の北側に在り、主軸方位も概ね柵列に並行するものと、直行するものとに大別できる。当該グリッドでは、総数100基以上の柱穴が検出されており、復元された

以外にも建物跡が構築されていたものと思われる。柱穴は、やはり当概グリッドに集中する「室状遺構」によって上部が破壊されているものが多い。

第6号掘立柱建物跡（第9図）

K～L-5 グリッドに位置し、第7号掘立柱建物跡と若干主軸方向を異にして重複関係にある。規模は桁行3間×梁行1間で、一部が調査区域外にある。桁行の柱間はP1～P2・P3～P4・P5～P6間が2m等間であるが、P2～P3間が1.4mを測り、全体に不均等な建物となっている。東側桁行のP6以北には柱穴が検出されないことから、疑問も残される建物跡である。梁行は3.4mを測る。

柱穴の平面形態は方形を呈し、1辺が30cm前後のものと、約40cmのやや大型のものがある。確認面からの深さは30～40cmを測る。柱穴の重複関係から、第7号建物跡に先行して構築されたものと判断される。主軸方位はN-29°-Wである。

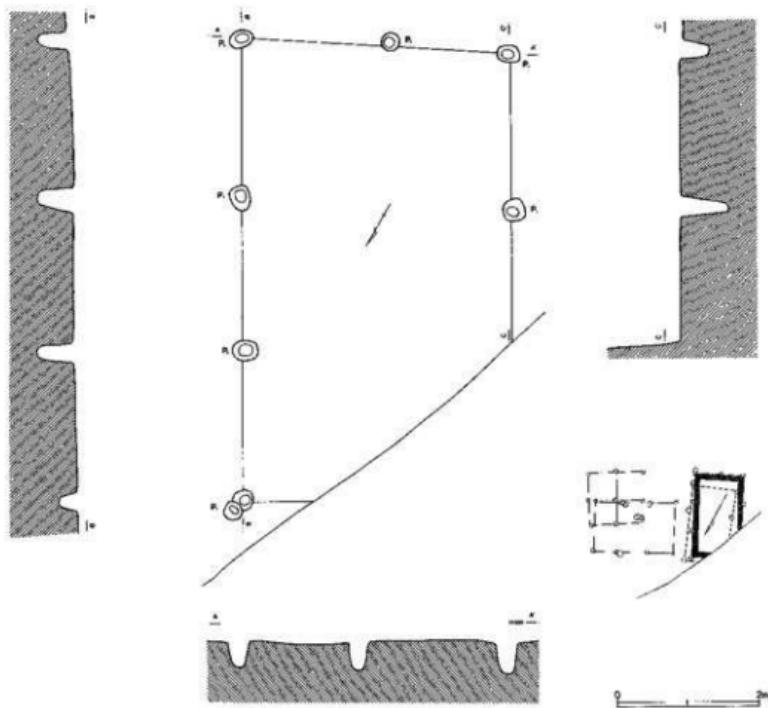


第9図 第6号掘立柱建物跡

第7号掘立柱建物跡（第10図）

K～L-5グリッドに位置する。第6号掘立柱建物跡に先行して構築され、主軸方位を若干異にしている。柱穴の一部が調査区域外にあるが、桁行3間×梁行2間の建物跡と考えられる。桁行の柱穴間隔は2.2mの等間であるが、梁行間隔はP4～P5間が2.2m、P5～P6間が1.8mを測り、不均等な柱穴間隔となっている。

柱穴の平面形態は1辺が約40cm程度の方形を呈するものと、短径30cm×長径40～50cm前後の橢円形ないしは長方形を呈するものがある。確認面からの深さは40～50cmを測る。主軸方位はN-31°～Wである。

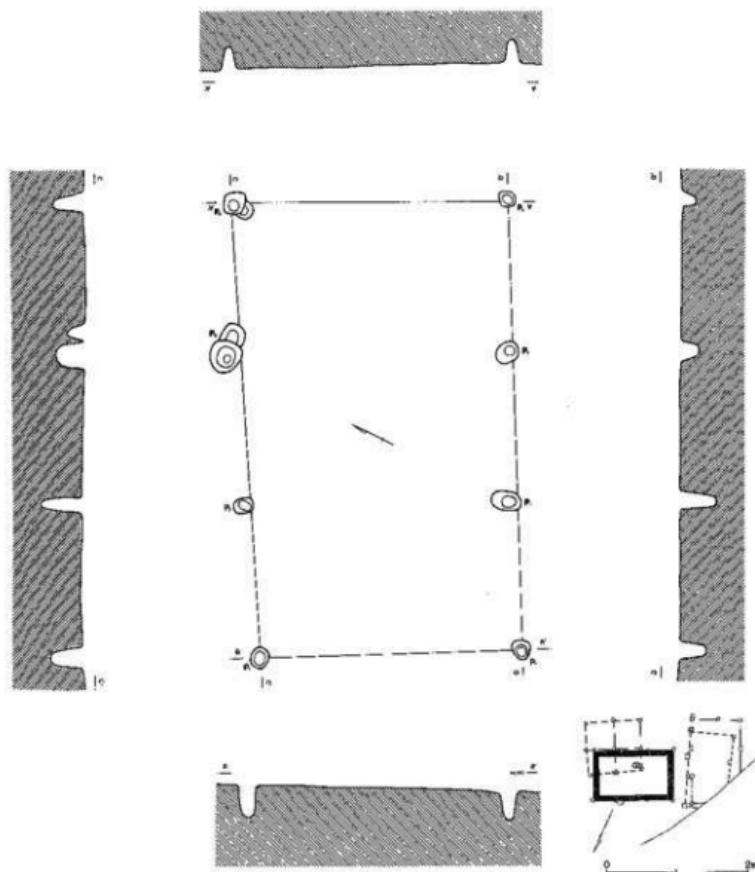


第10図 第7号掘立柱建物跡

第8号掘立柱建物跡（第11図）

L-5グリッドに位置し、先に触れた第6～7号建物跡の東側に隣接して構築された建物跡である。建物跡の配置や、主軸方位の相違は、先に触れたA群建物跡と強い共通性が窺える。柵列に略90°の角度で配置された第7号建物跡と略直行する主軸方位を示している。建物の規模は、桁行3間

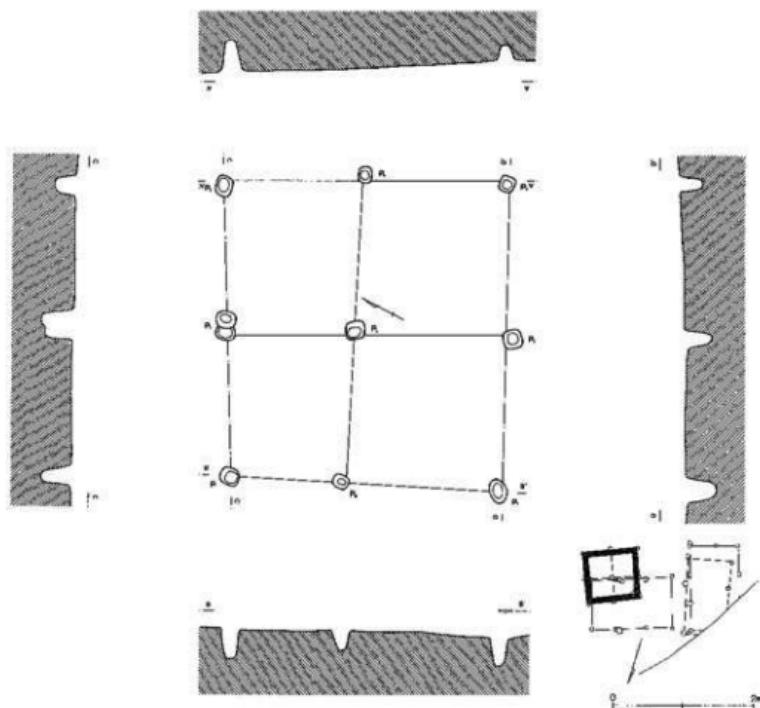
× 梁行 1 間で、桁行の柱穴間隔は 2.2m の等間であるが、梁行間隔は P 4 ~ P 5 間が 4 m、P 1 ~ P 8 間が 3.8m を測り、全体に均整のとれない柱穴配列となっている。桁行 3 間の建物跡では、桁行の柱間間隔に対し、梁行間隔が非常に長く配置されることが特徴であり、先にふれた第 7 号建物跡も、或いは梁行が 1 間と考えられるかもしれない。第 7 号建物跡と同様に、柱穴の平面形態は 1 辺が約 40cm 程度の方形を呈するものと、短径 30cm × 長径 40~50cm 前後の楕円形ないしは長方形を呈するものがある。確認面からの深さは一定せず、30~50cm を測る。主軸方位は N-62°-E である。



第11図 第 8 号櫛立柱建物跡

第9号掘立柱建物跡（第12図）

K-6グリッドに位置する。規模は桁行2間×梁行2間で、大門南遺跡で検出された掘立柱建物跡のなかで、総柱をもつ唯一の建物跡である。柱穴の重複関係から、第8号建物跡に先行して構築されたものと考えられる。桁行の柱間間隔は2.1mの等間であるが、梁行間隔はP3～P4・P4～P5間が2mの等間であるが、P1～P8間が1.6m、P8～P7間が2.2mを測る。またP2～P9間が1.8m、P9～P6間が2.2mを測り、柱間からするとやや均整に欠けた建物跡といえよう。柱穴の平面形態は1辺が30cm前後の方形を呈し、確認面からの深さは30～40cmである。主軸方位はN-63°-Eである。



第12図 第9号掘立柱建物跡

C群掘立柱建物跡

C群は、O～P-5～6グリッドに位置する建物跡である。位置的には、中世の遺構の西端部に当たり、第2号柵列を挟んで構築されている。第2号柵列は、建物跡が位置する部分よりも更に東側で柱穴が一端終息し、建物跡の西側で再び見られるようになり、第1号溝に「く」字状に接する。

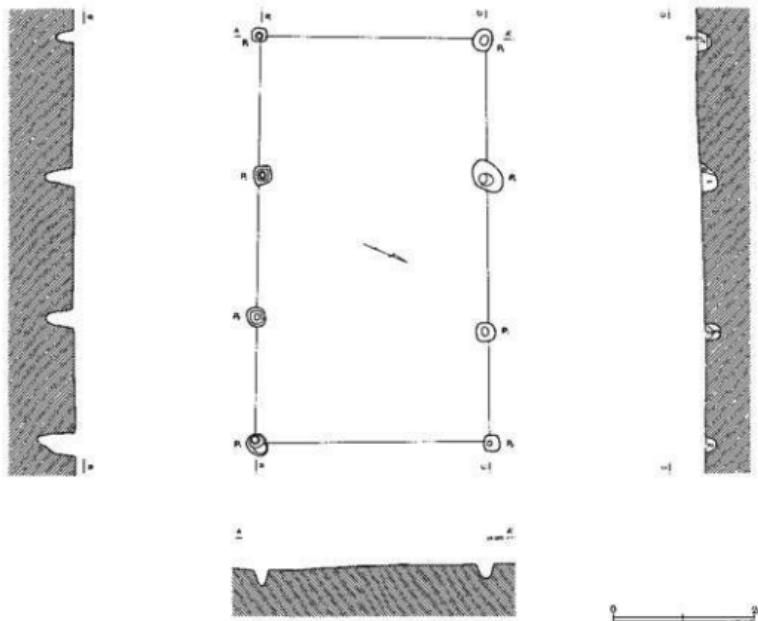
第1号柵列もC群掘立柱建物跡の位置する辺りで終息しており、やはり柵列と建物跡とが、有機的な関連を持つようである。第1号溝の西側では遺構はみられず、大門南遺跡の最も西側を区画する建物跡といえよう。

検出された2棟の掘立柱建物跡は、何れも桁行3間×梁行1間の規模を持つ。第11号建物跡は、工場建設の際の基礎工事によって擾乱を受け、柱穴の一部が消失している。

第10号掘立柱建物跡

O～Q-5～6グリッドに位置する。規模は桁行3間×梁行1間で、桁行の柱間間隔はP1～P4・P5～P7間が2m等間であるが、P7～P8間が1.6mと他に対して間隔が狭い。梁行はP4～P5間が3.2m、P2～P8間が3.4mと不均等である。柱穴の平面形態は1辺が30cm程度の方形を呈するものと、それよりも1回り大型で、楕円形あるいは長方形を呈するものがある。確認面からの深さは20～30cmと全体に浅い掘り込みであり、大型の柱穴がやや深く掘られる傾向にある。地形は西から東に向かって緩やかな傾斜を示しており、柱穴の深さも地形の傾斜に呼応しているようである。

覆土は黒褐色土と暗褐色土からなり、土層からは柱痕の存在は確認されなかった。また柱の抜き取り跡も検出されなかった。主軸方位はN-68°-Eである。



第13図 第10号掘立柱建物跡

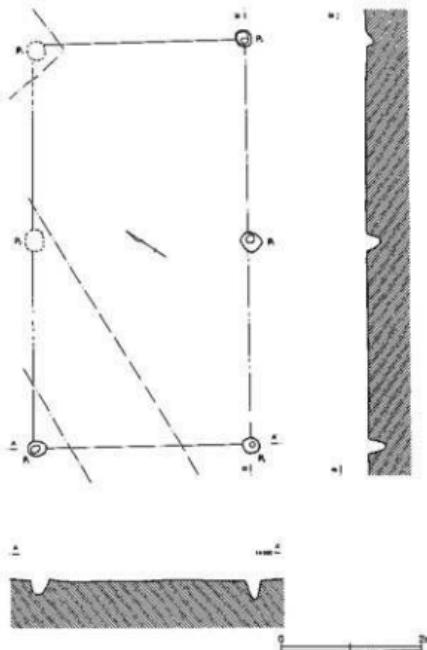
第11号掘立柱建物跡（第13図）

P～Q-5グリッドに位置する。先の第10号建物跡の南側に位置し、主軸方位を略同じくする。第10号と11号建物跡の主軸方位の在り方は、第2号柵列における柱穴の主軸方位と強い共通性があるようである。第2号柵列が、柱穴の切り合いにより、時間的に前後する構築が推定されていることから、あるいは、第10・11号建物跡も前後関係を有するものと推定される。恐らく11号から10号への構築順位であろう。

建物跡の規模は桁行2間×梁行1間で、一部に攪乱を受け柱穴が消失している。柱間間隔は桁行。梁行とともに3m等間である。大門南遺跡で検出された建物跡のうちで、柱間間隔が最も長い。

柱穴の平面形態は1辺が約30cmの方形で、確認面からの深さは10～30cm程度と浅い。柱痕は検出されなかった。

主軸方位はN-56°-Eである。



第14図 第11号掘立柱建物跡

3. 火葬址（第14図）

大門南遺跡からは3基の火葬址が検出された。何れも調査区内に散在して検出された。位置的には第2号柵列から北側にかけて存在し、第2号柵列以南では検出されなかった。形態は「T」字形を呈する点で共通性がある。遺物が出土していないため時期不詳であるが、第2号火葬址は、第3号柵列西端部の柱穴によって一部が切られている。

火葬址からは、僅かな骨片が灰・炭化物とともに検出された。火葬の後に骨は他に移されて埋葬され、遺構は直ちに埋め戻されたものと考えられる。従って恒久的な墓とは考えにくく、火葬址と呼称した所以である。

第1号火葬址

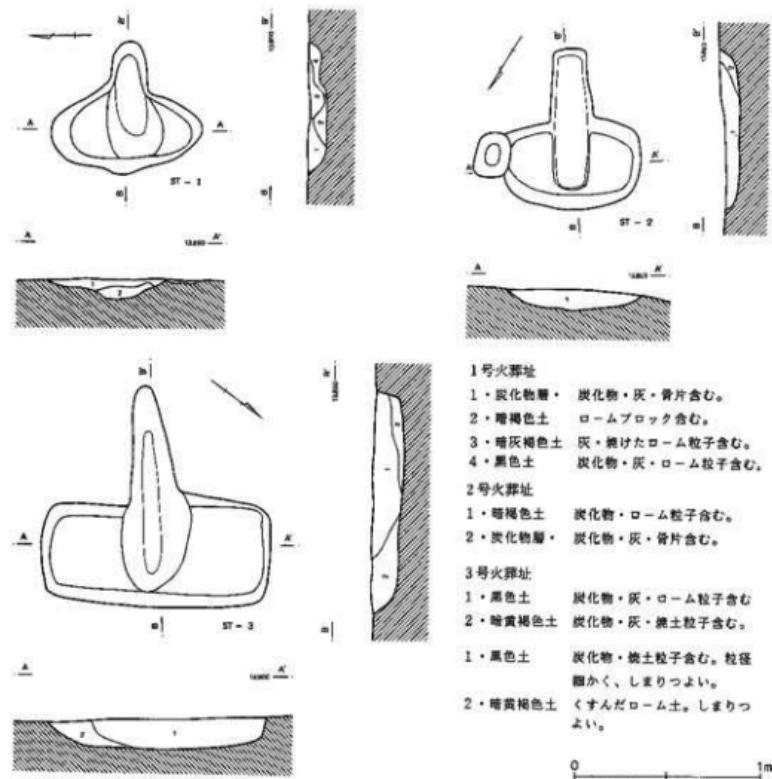
P-4グリッドに位置する。全体に不整形を呈するが、本来の遺構構築面は更に上面に存在したものと思われる。主体部と直行して焚口が突出し、主体部内で一段落ち込んでいる。少量の骨片が炭化物とともに出土している。焚口周囲が火熱により赤変しているが、主体部にはみられない。主体部は長径0.9m×短径0.3mを測り、焚口は主体部から0.24m東側に突出している。

第2号火葬址

K-6グリッドに位置する。長方形を呈する主体部と直行して焚口が突出し、主体部内で一段落ち込んでいる。焚口周囲が火熱により赤変している。主体部の北西壁が第3号櫛列の柱穴によって破壊されている。主体部は長径0.9m×短径0.5mを測り、焚口は主体部から0.4m南東側に突出している。

第3号火葬址

M-4グリッドに位置する。最も大型で形態の整った火葬址である。長径1.2m×短径0.5mの長



第15図 火葬址

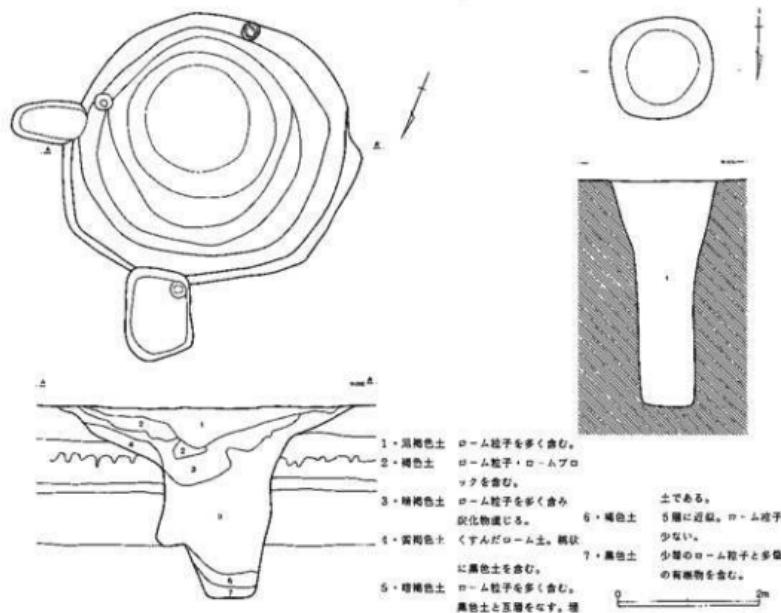
方形を呈する主体部に直行して南西に0.6mのびる焚口を有する。主体部底面直上からは灰・炭化物とともに骨片が多く出土したが、部位が判明するものはない。焚口および主体部の壁面が火熱により赤変している。

4. 井戸跡

大門南遺跡からは井戸跡が2井検出された。何れも素掘りの井戸であり、各々が第1号柵列・第2号柵列の北側にあり、A・B群掘立柱建物跡に近接している。井戸跡は崩落の危険性があり出水も著しいために、完掘には至らなかった。遺物は出土していない。

1号井戸跡

M-9グリッドに位置する。第2号柵列の東端部にあたり、第8号溝に近接する。第4号掘立柱建物跡からは、直線距離にして7m東側に位置する。開口部の径が1.5mの円形を呈する素掘りの井戸である。確認面から1.2m下部で弱くすぼまり、径が0.8~0.9mの漏斗状を呈して底面に至るものと思われる。覆土は1層のみであり、下部に移るに従い、漆黒色を帯び、粘性も増していく。



第16図 井戸跡

第2号井戸跡

L-6グリッドに位置する。第3号柵列に接し、B群掘立柱建物跡に近接しており、位置関係は第1号井戸跡と共通性が窺える。井戸跡は第42号・46号土壙に一部が切られているが、開口部の径が4mを測る大型の井戸である。井戸跡は段状に掘り込まれ、特に壁の南西部から北東部にかけてはテラス状を呈している。確認面から0.4m下部で強くすぼまり、第1号井戸跡と同様に断面形が漏斗状を呈する。以下、底面までは径が1.4~1.5mで円柱状に掘り込まれている。土層断面にみられるように、壁の一部が崩落している。なお、壁面にみられる柱穴は井戸跡に伴うものではない。

5. 柵列

大門南遺跡では、調査区を南北方向の走る3状の柵列が検出された。柵列は、後述する推定道路遺構と考えられるB区の溝列と略直行するように配置されており、A区の遺構群とも主軸方位に共通性が窺え、掘立柱建物跡・井戸跡とともに整然と区画されていたようである。第2号柵列では主軸方位にずれがあることから、建て替えが行われたものと考えられる。

第1号柵列（第17図）

Q-6~7・R-5~6グリッドにかけて位置し、検出された全長が27mを測る。柱穴は柵列の両端で規模が小型で浅くなる傾向にあるが、Q-7グリッドでは径が40~60cmの方形或いは長方形の平面形態を有する柱穴が密接して掘り込まれている。柱穴の掘り込みにややずれが認められるものの、略直線を呈すると言ってよいだろう。また径が20cm程度の小型の柱穴が大型の柱穴間に配されており、補助柱的な性格を有するものと考えられる。柱穴の深さはQ-7グリッドでは20~80cmを測るが、小型の柱穴に浅いものが多い。また西端に移行するに従い浅くなる。第1号柵列は、R-5グリッド北車端で終息する。地形的には標高が13.5mと最も低く、第2号柵列の西端を区画する第1号溝の延長線上にあたる。この西側では、柵列を含めて中世に属する遺構群が見られないことから、R-5グリッド辺りが西限と言える。主軸方位はN-60°-Eである。尚、第1号柵列の西端部南側（R-6グリッド）には、墓壙と考えられる遺構が検出されており、第1号柵列のさらに南側にも同様の遺構が存在した可能性がある。また、第1号と第2号柵列の中間には幅が約2m、長さが約5mの範囲で硬化面が検出された。恐らく柵列間が通路として利用されていたのであろう。

第2号柵列（第18図）

N-6~9・O-3~8・P-3~4グリッドにかけて位置する。3状の柱穴列からなり、全長は約60mを測る。柵列はO~P-6グリッドで一端終息し、第10号掘立柱建物跡を挟んで、P-4グリッドで再び柱穴が掘り込まれ、「く」字状に屈曲する第1号溝に接する。柵列の幅は2.5m~3.4mである。柵列の主軸方位には若干のずれが認められる。則ち、両端に掘り込まれた柱穴列（第18図F-F'、E-E'、C'の北西部に始まる短い溝状の掘り込みを有する柱穴列と第1号溝南端部を結ぶ軸上）と、両者に挟まれた柱穴列（第18図B-B'）とC-C'を結ぶ軸上）である。前者の主軸方位はN-65°-Eで、後者はN-59°-Eを測る。第2号柵列を挟んで構築されている第10・11号掘

立柱建物跡、および第1号柵列の主軸方位と各々に共通性が窺える。

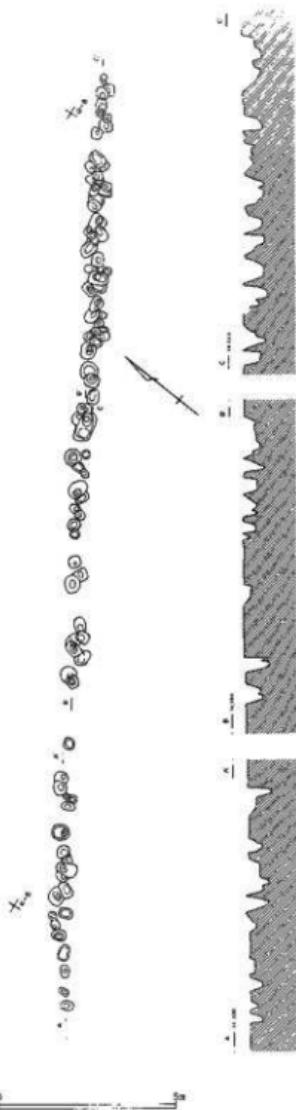
柱穴の平面形態は、1辺が40~50cmを測る方形を呈するものが多く、単独に掘り込まれたものと、2~3基を1対として、集中した掘り込みを有するものがある。同一軸上に掘り込まれた柱穴にも切り合ひ関係が認められることから、補修或いは建て替えが行われたことも考えられる。柱穴は、確認面からの深さが0.3m~1m以上のものまで様々であるが、E-E'軸上の柱穴を除くと平均して0.9m前後のものが最も多い。

柱穴の断面形は、円錐状に近い形態のものや、円柱状を呈するものがあるが、底面には柱を埋設する際に安定を測るために、ローム土を硬く充填したものがある。また、底径が20cm前後を測るものが多く検出されている。このことから考えても、柵列は堅固な造りであったことが想起される。尚、主軸方位の異なる柵列の構築順位を確認することはできなかった。

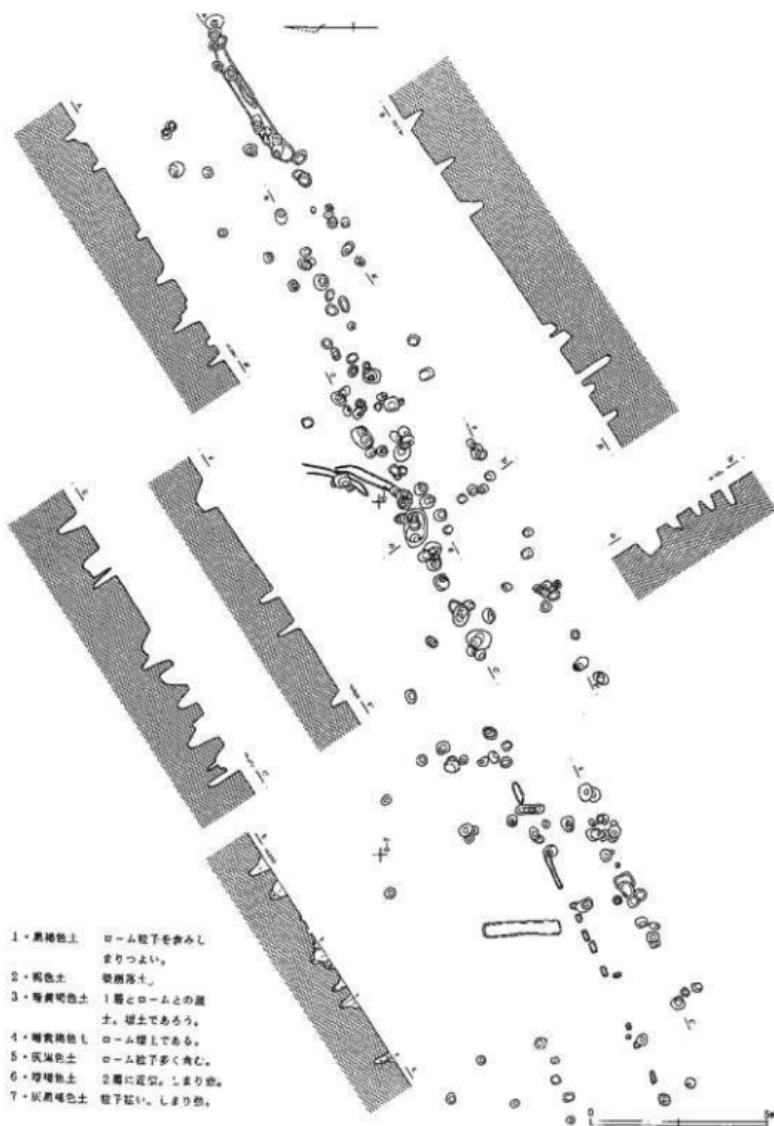
第3号柵列（第19図）

K-9・L-5~8・M-4~5グリッドにかけて位置する。K~L-9グリッドに位置する部分と、やや間隔をあけてL-7グリッド以西に伸びる部分とに別れ、柱穴の希薄な部分に第8号溝が南北に走る。第2号戸跡・B群掘立柱建物跡に隣接し、区画している。

L-7グリッド以西では柱穴の平面形態は1辺が40~60cm前後の方形ないしは長方形を呈するものと、径が20~30cm前後で方形ないしは円形のやや小型の柱穴で構成されている。確認面からの深さは25~60cmを測る。K~L-9グリッドに位置する柱穴は、全体にやや大形で、1辺が60~80cm前後の方形を呈するものと20~30cm前後の方形ないしは円形のものがある。確認面からの深さは10cm程度のものと約50cmのやや深い柱穴があるが、前者が殆どである。柱穴の前後関係は土層が貧弱なため把握し難い。主軸方位は共にN-64°Eである。



第17図 第1号柵列



第18図 第2号柵列



第19図 第3号細列

6. 溝 (第20~22図)

大門南遺跡からは、総数20条の溝が検出された。このうち柵列や掘立柱建物跡等の遺構群に関連した溝はA区では第1・8号溝のみである。その他の溝は時期的に下降するものであろう。B区では調査区内を北西から南東方向に伸びる溝6条が検出された。恐らく道路の側溝に相当すると考えられるため、推定道路遺構として別稿で扱い、ここではA区の溝のみを記載した。

A区では総数14条の溝が検出された。このうち中世の遺構群に伴うと考えられる溝は、第1号・第8号・第9号溝である。第1・8号溝は第2・3号柵列間に位置し、柵列の東西両端を区画する機能を有していたものと推定される。第8号溝も東側には第3号柵列の一部がみられる程度であり、第1号溝の西側には、少数の柱穴が検出されただけである。第3号柵列には、柱穴配列が途切れるM-5グリッドに、第9号溝が位置する。主軸方位に若干のずれが認められるが、柵列西端部の柱穴列と並行して構築されており、或いは柵列に伴う可能性が考えられる。

第1号溝は幅が0.75~0.9mで深さが0.2~0.3mを測る。覆土は暗褐色土1層である。第8号溝は幅が0.5m~1.6mで深さが0.15m前後と極めて浅い。第9号溝は幅が0.6~1.0mで深さが0.2m前後を測る。覆土は暗褐色土1層である。主軸方位は第1号溝がN-25°-W 第8号溝N-32°-W、第9号N-73°-Eである。

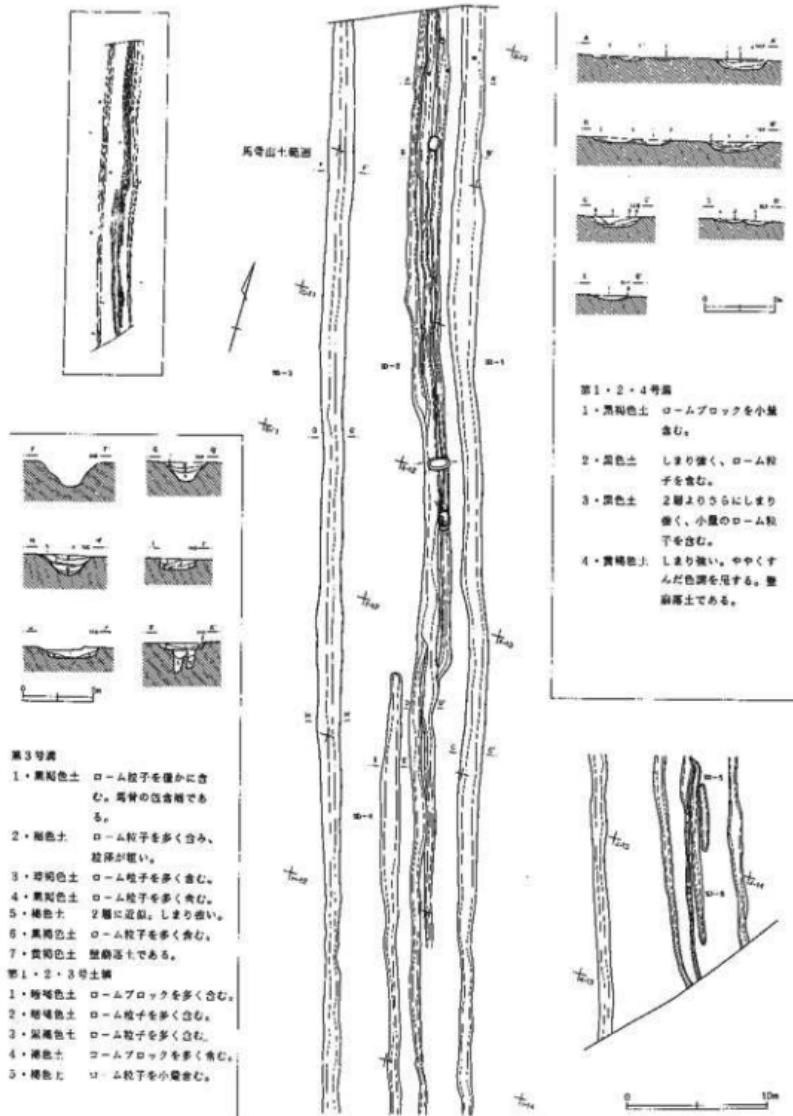
第2号~第7号、第10号~第14号溝は中世遺構群との関連が不明瞭である。第6号・第7号溝は南端部で第2号柵列の柱穴を切っており、第3号柵列の柱穴を切って構築されていることから、新しい時期の所産と想定される。第6号・第7号溝は重複関係を有し、第6号溝が先行する。

第6号溝は、主軸方位がN-15°-Wで直線的に伸び、北端部で第11号溝と接する。第11号溝は屈曲気味であるが、主軸方位は第6号溝と略同じである。

第11号溝と交差する第16号溝は、第12号溝と主軸方



第20図 A区溝



第21図 推定道路遺構

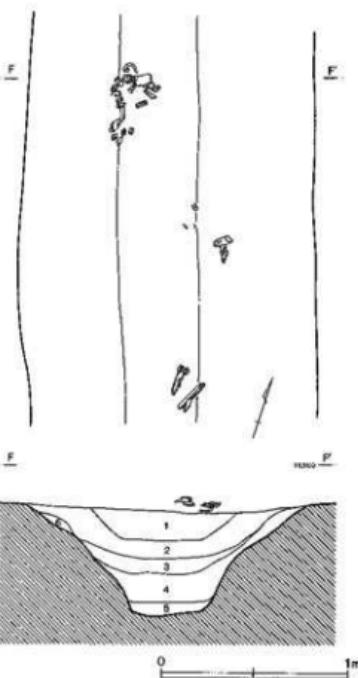
位をN-20°-Eで共有する。幅は20~30cmで、深さは10cm前後である。覆土は暗褐色土1層で、重複関係が不明瞭である。

H-I-7グリッドでは、第12・16号溝に対応して、第13・14号溝がある。第14号溝は第24号土壤に切られ、屈曲気味に伸びる。

7. 推定道路遺構（第21~22図）

B区からは調査区を北西から南東方向に直線的に伸びる溝列が検出された。溝は第1号から第6号までの計6条である。第1号～第2号溝及び第4号～第6号溝は、調査区内を緩く蛇行して伸びることで強い共通性を有する。第2号溝は3条の溝が重複しているが、土層からは明確な前後関係を把握できなかった。

溝列は台地の標高が14.6~14.7mの等高線に沿うかのように位置している。この部分は、大門南遺跡の調査区のなかでも最も標高が高い地点である。周辺地形から考えても、溝列が最も標高が高い台地上に位置していることが判断される。このことは、柵列や掘建柱建物跡などが台地の鞍部に構築されていたことと対象的である。



第22図 馬骨出土状態

1号溝は、幅が0.6~2.3m、深さが0.2~0.6mを測る。南西に移るに従い幅・深さともに減じる。第2号溝は各々の溝幅がC-11グリッドで0.6m・1.6m・1.3m、深さが0.1~0.2m前後と一定していない。また第1号と同様に、南西に移るに従い幅・深さともに減じ、H-13グリッドでは中央部の溝が消失している。F-12グリッドで、第2号溝に並行するよう第4号溝が始まる。溝幅0.2~1.2m、深さ0.1mを測る。第1号～2号・第4号溝は、調査区南端部で屈曲するようであるが、詳細は不明である。

第3号溝は第1号～2号・第4号～6号溝と異なり、断面形が逆台形の、所謂「薺研堀」状を呈し、溝幅が北西端で1.8m、南西端で1.0mを測る。溝幅の振幅をもたず直線的に伸びる。深さは最深部で確認面から0.7m、南西端で0.4mを測る。溝の覆土上層からは、浅い掘り込みに伴い馬骨が出土した（第21図）。

溝の主軸方位はN-15°-Wを測り、全ての溝の方位が一定している。この主軸方位は、現在の与野市の本町通りの方位とほぼ共通した値を示している。第1号溝と第3号溝の距離は、溝の心々で10~11m、溝の両端で11~12mを測る。溝列を道路の側溝であるとする、第3号溝と他の溝列との形態上の差異・時間的な前後関係が問題となるが、調査結果からは積極的な回答を得ることはで

きなかった。恐らく第1号～第2号溝が古くからの道として機能しており、それらを基にして、第3号溝を新たに構築し、整備を図ったものであろう。古代から中世にかけての幹線道路には、かかる状況を反映したものも存在するようである。尚、B区は全体に削平されており、擾乱も著しく硬化面等を検出することはできなかった。推定道路遺構と呼称した理由もここにある。

7. 土壙

大門南遺跡からは、総数68基の土壙が検出された。分布状態からみると、A区の中央部で第3号柵列以北に集中する傾向が強く、時期的にも重複するものが多く存在すると考えられるが、遺物が出土していないため、時期決定を下し難いのが実状である。土壙の殆どは、覆土が暗褐色土か黒褐色土1層からなる単純な土層である。平面形態はA-方形を呈するもの、B-長方形を呈するものC-円形を呈するもの、の3者に分類される。土壙の規模・主軸方位については、第1表に一括して掲載した。尚、土壙は分布状態を尊重し、調査区を11面に分割して図示した。

第1面（第22図）

A区の遺構分布の北東端で、J～K-6～7グリッドに位置する土壙群である。A～C類型があり、全体に浅いものが多い。第24号土壙は第6号溝を破壊して構築されている。第25号土壙は第11号溝の端部にあり、第27号室状遺構に一部が壊されている。

第2面（第23図）

J～L-5～6グリッドに位置する土壙群である。グリッド北側は調査区外になっているため、全容が把握できない土壙も存在する。当該グリッドは、B群掘立柱建物跡及び柱穴群・室状遺構が密集しており、土壙同士の切り合いも確認される。掘立柱建物跡と土壙とは顕著な重複は見られず柱穴を避けているような観がある。室状遺構は柱穴を壊して構築されており、時期的に下降することが明白である。

第3面（第24図）

L～M-5～6グリッドに位置する土壙群である。B群掘立柱建物跡のうち、第6号～第7号掘立柱建物跡が位置し、さらに室状遺構が構築されている。第23図で示した土壙群と同様に、掘立柱建物跡の柱穴と積極的な重複関係を示すものは少ない。配列が確認されない柱穴と、第7号・23号土壙とが重複する程度である。M-4～5グリッドには、第3号柵列と第9号溝が位置しているが第1～3面に図示した土壙群はその北側に集中しており、柵列と溝の南側では、土壙の分布が極端に希薄となっている。

第4面（第25図）

J～K-6～7グリッドに分布する土壙群である。調査区を南北に走る第6号溝の北限にあたりB群掘立柱建物跡のうち、第8号～第9号掘立柱建物跡が位置する。土壙には第18号・第20号のよ

うに溝を埋しているものがある。土壤の主軸方位は、概ね溝と方位を同じくするものと、溝にたいして直行する方位のものがある。J-6グリッド北側は調査区外になるため、土壤分布の詳細が不明であるが、第1～2面の密集状況から、更に北側に分布が伸びることが想定される。

第5面（第26図）

L～M-6～7グリッドに位置する土壤群である。当概グリッドは、第3号柵列に近接して北側に第2号井戸跡を配し、土壤群は井戸跡と一部が重複しながら検出された。土壤は井戸跡の壁を埋して構築されており、井戸跡に伴うものは存在しないようである。第3号柵列の南側では土壤の分布が極端に希薄となっている。土壤群の主軸方位は、柵列と並行あるいは直行するように構築されている。

第6面（第27図）

L～M-7～8グリッドに位置する土壤である。第3号柵列を挟んで南北に配列する。先に触れたように、土壤群はK～L-5～6グリッドに集中しており、第2号柵列の南側にはさしたる集中を認めることはできない。当概グリッドでは、第6号溝の北端部と、第6号溝の西側に不整形の土壤が1基確認されたに過ぎない。第6号溝の東側ではA群掘立柱建物跡と重複して3基の土壤が検出されている。

第7面（第28図）

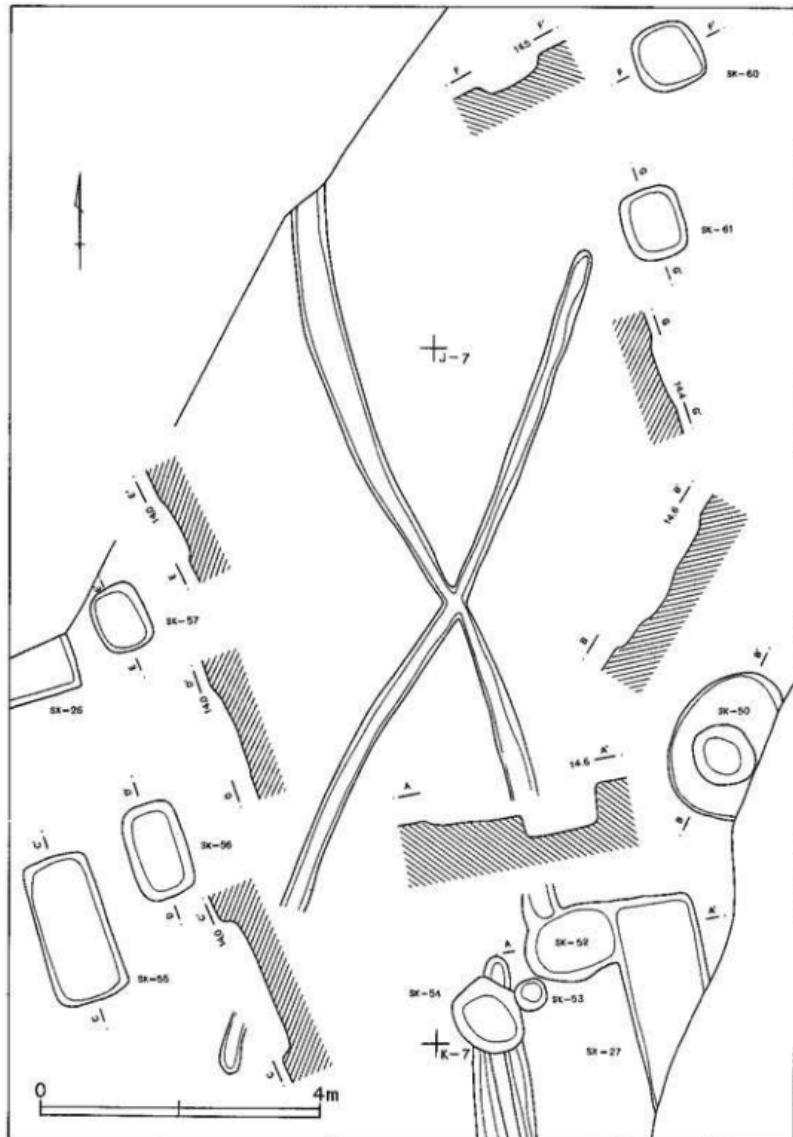
L～M-8～9グリッドに位置する土壤である。当概グリッドには、第2号と第3号柵列を結ぶように、両柵列と主軸方位が直行する第8号溝がある。溝の東側には第3号柵列東端部の柱穴群があり、西側にはA群掘立柱建物跡のうち第1号・第2号掘立柱建物跡が検出された。検出された3基の土壤は、平面形態が隅丸長方形を呈するB類型で、全体に極めて浅い。掘立柱建物跡との前後関係は明かではない。

第8面（第29図）

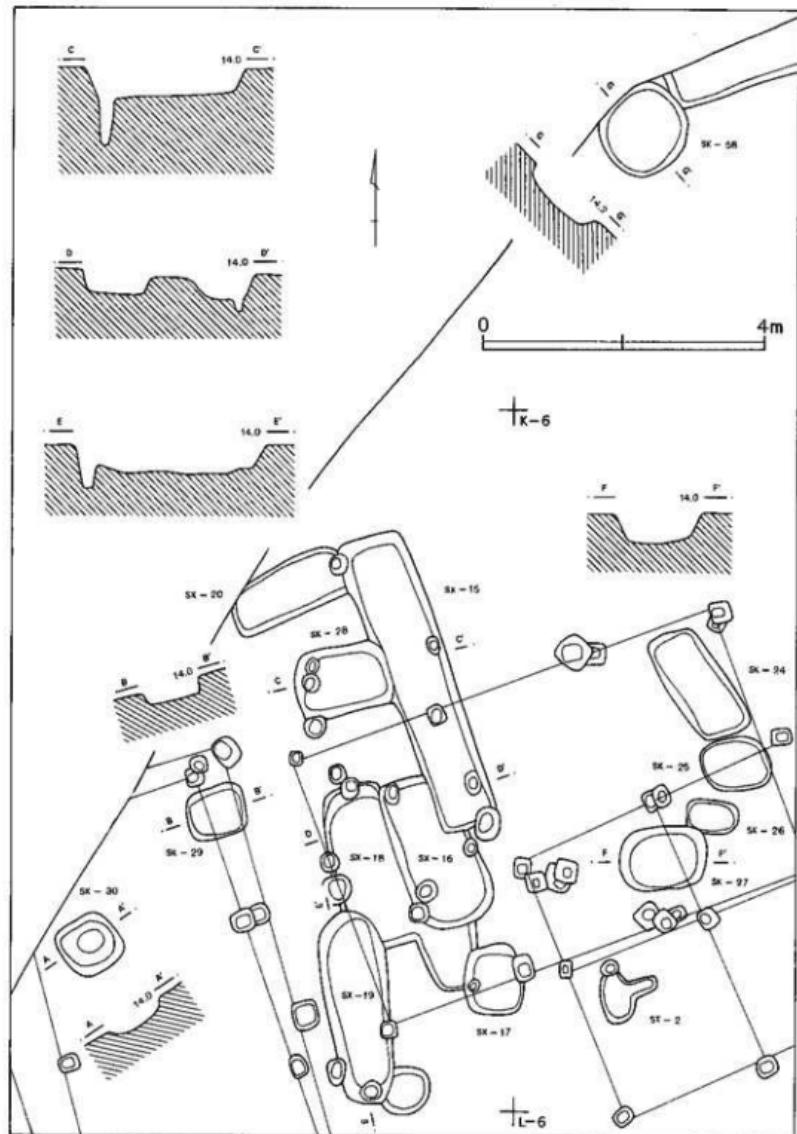
O～Q-4～5グリッドに位置する土壤である。当概グリッドは第2号柵列の南西端にあたり、第1号溝を結ぶ柱穴が検出された地点である。第11号土壤は、第2号柵列の柱穴を切って構築されている。室状造構が密集しており、むしろ土壤の分布は希薄である。

第9～10面（第30～31図）

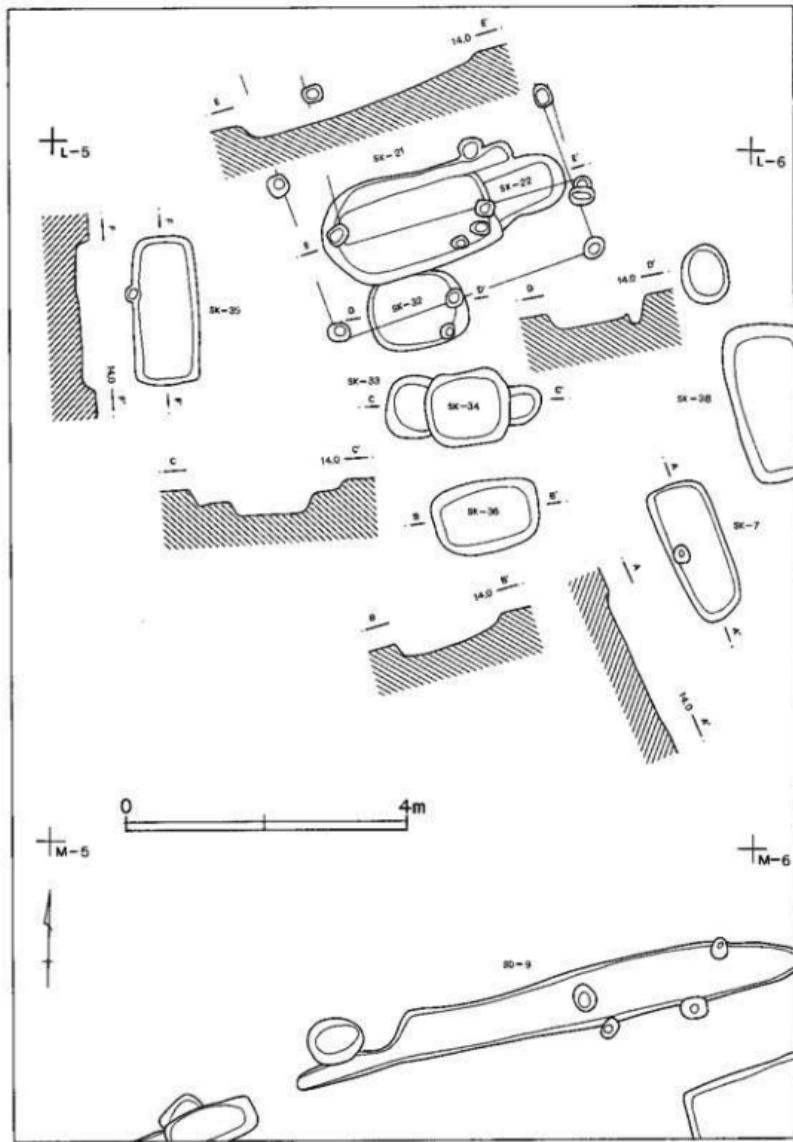
Q～R-6～7グリッドに位置する土壤群である。当概グリッドは第1号柵列の略南西端にあたり、おもに第1号柵列の南側に土壤群（第1号～第5号・第13号）が検出された。第1号柵列の北側では、室状造構1基と土壤2基（第8号・第39号）が検出された。第1号～第4号・第13号土壤は平面形態が長方形を呈し、覆土はしまりの強い暗褐色土1層で構成されている。他の土壤群とは土の堆積状況・性質が異なり、埋土された可能性が考えられる。また、4基の土壤は、主軸方位が



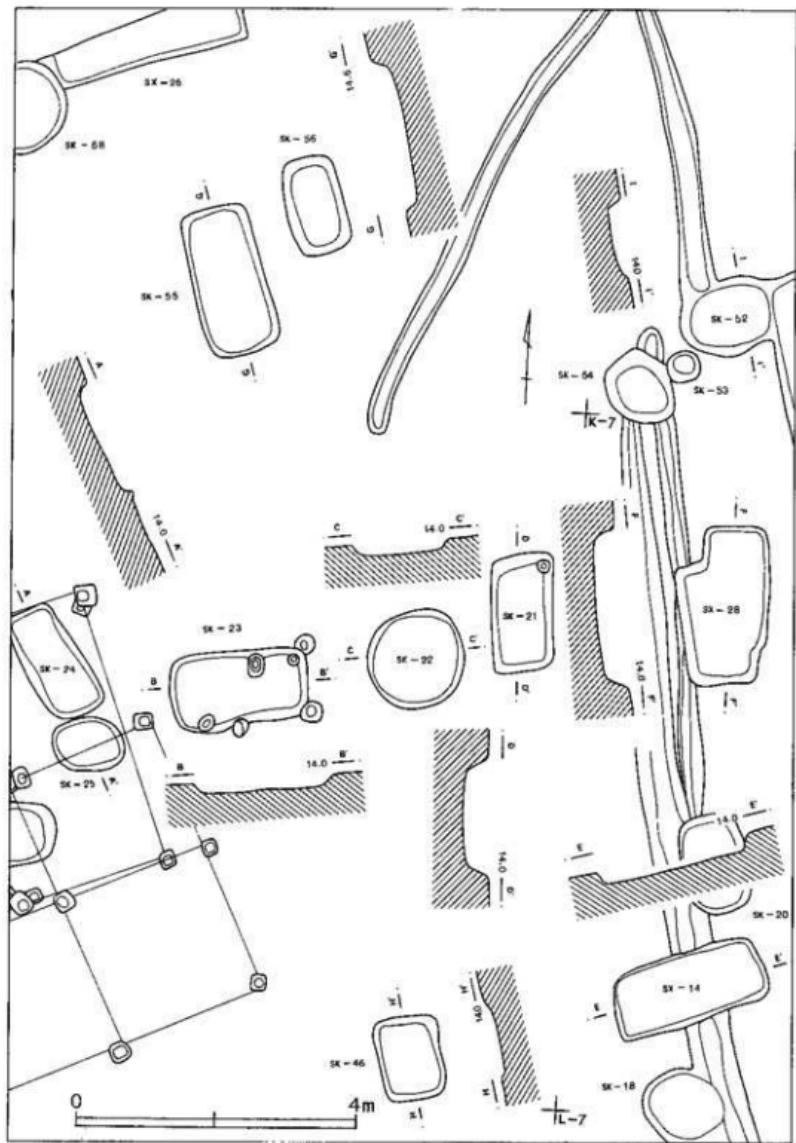
第23図 土壌(第1面)



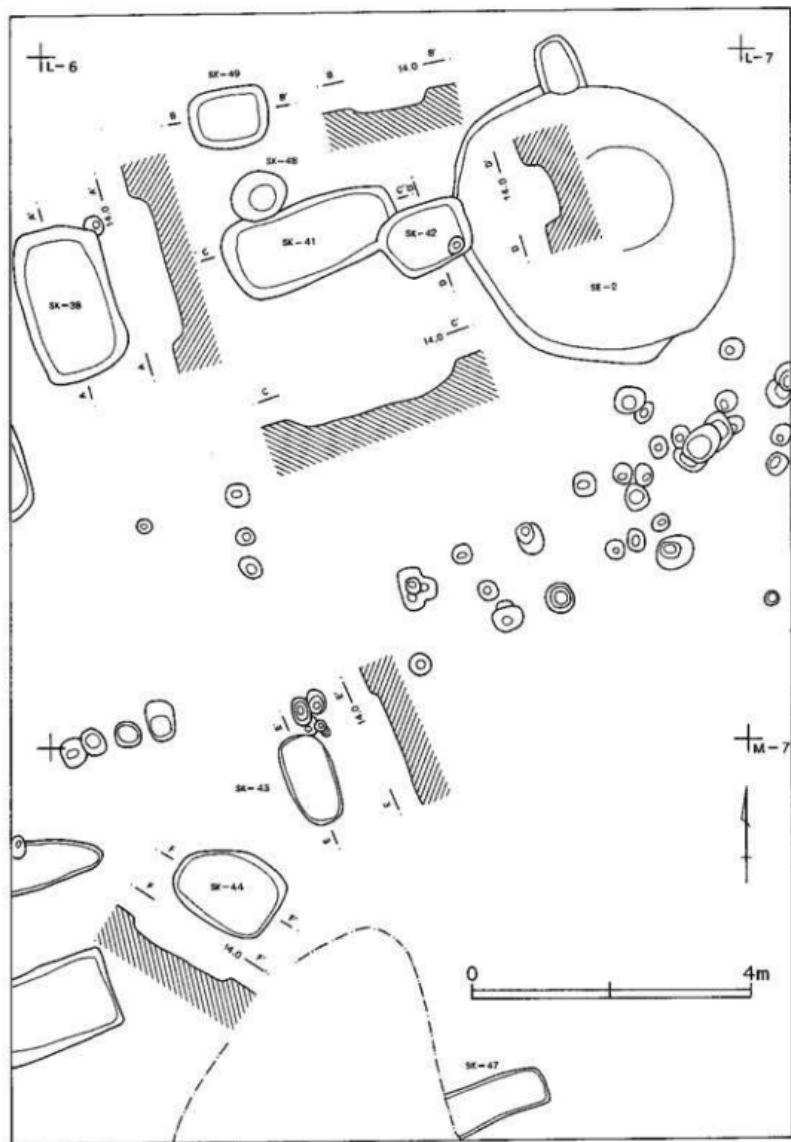
第24図 土壌 (第2面)



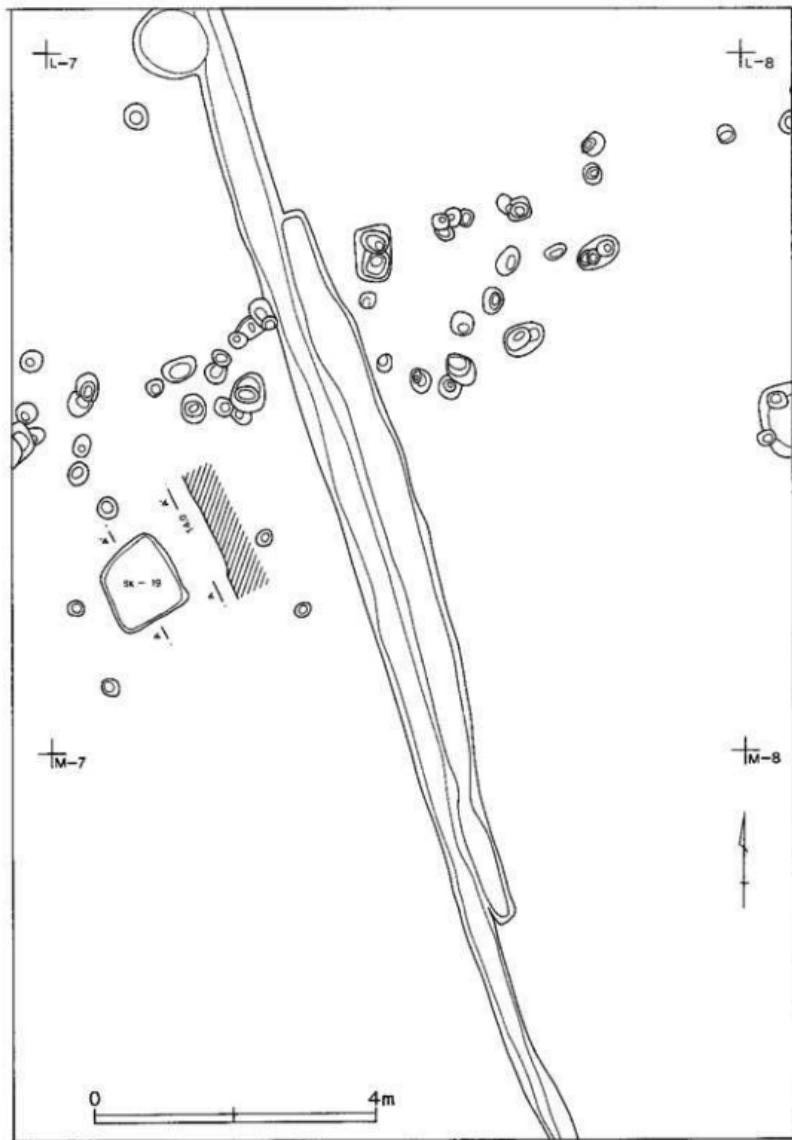
第25図 土壙（第3面）



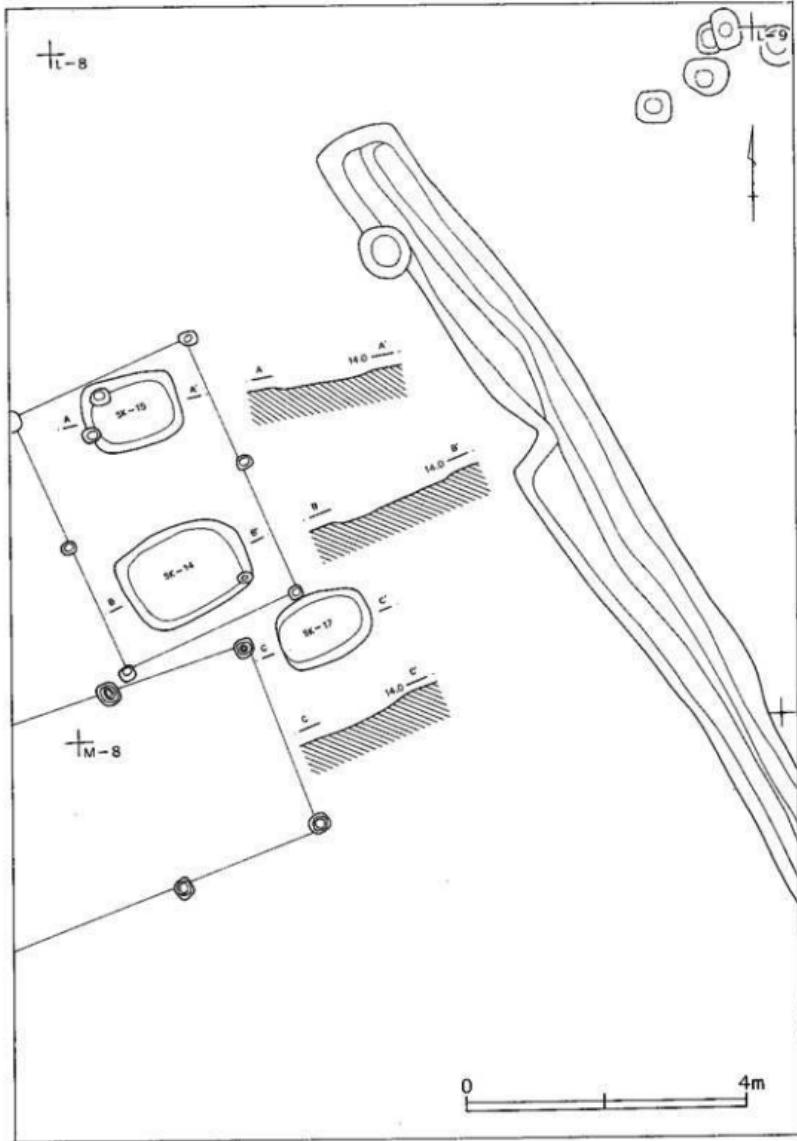
第26図 土壌 (第4面)



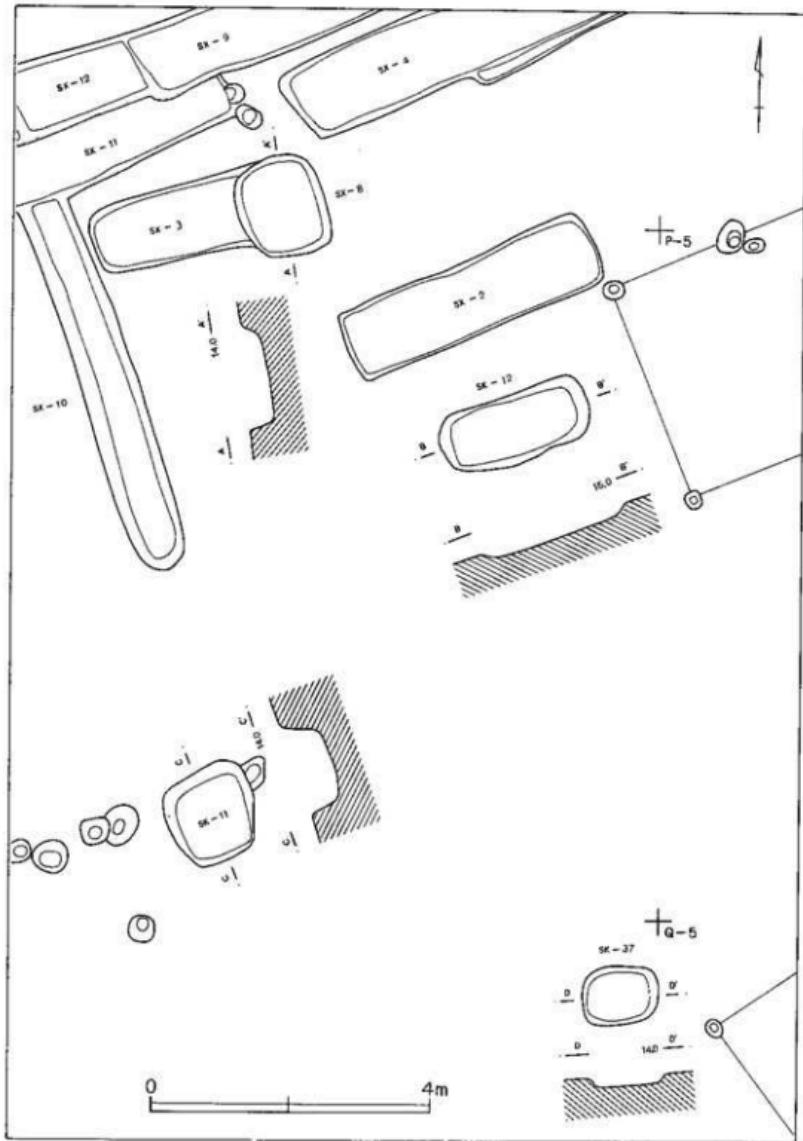
第27図 土壌 (第5面)



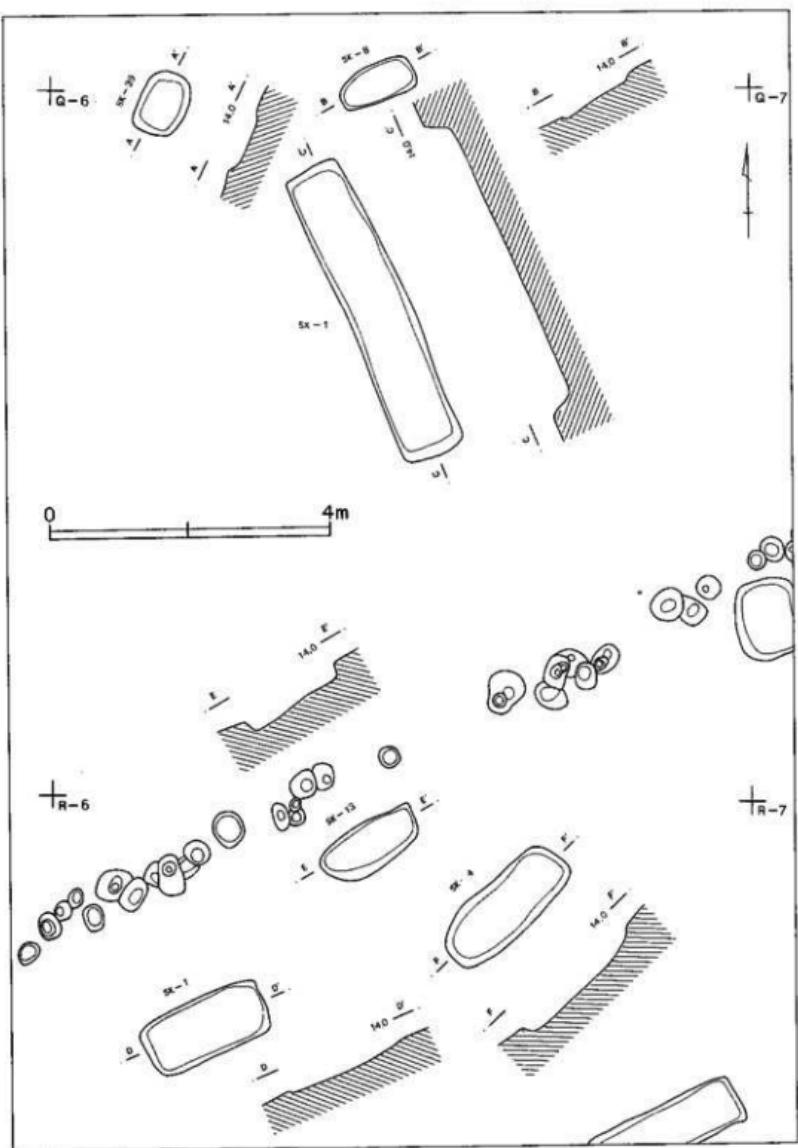
第28図 土壌（第6面）



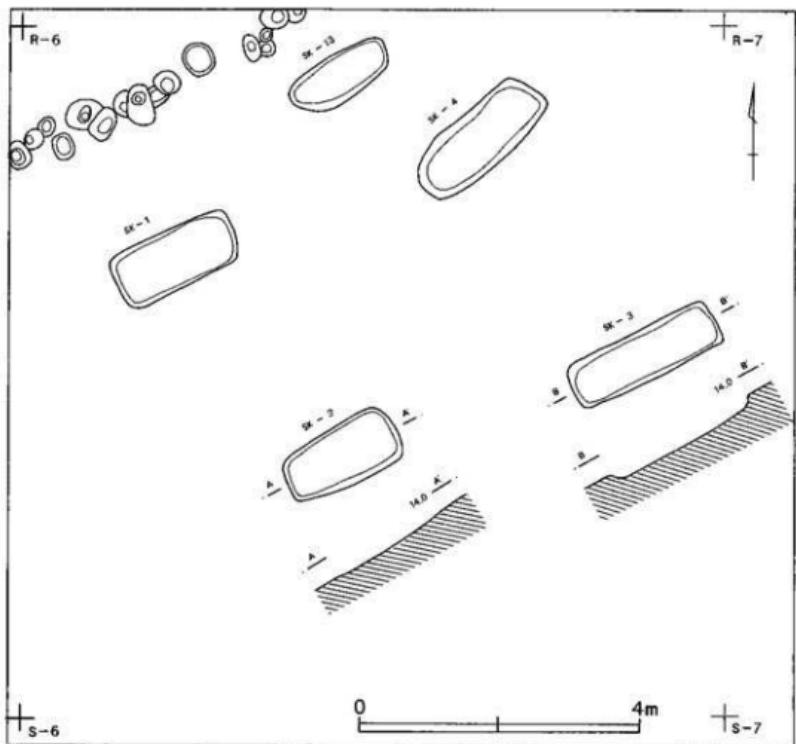
第29図 土壌（第7面）



第30図 土壌(第8面)



第31図 土壙 (第9面)

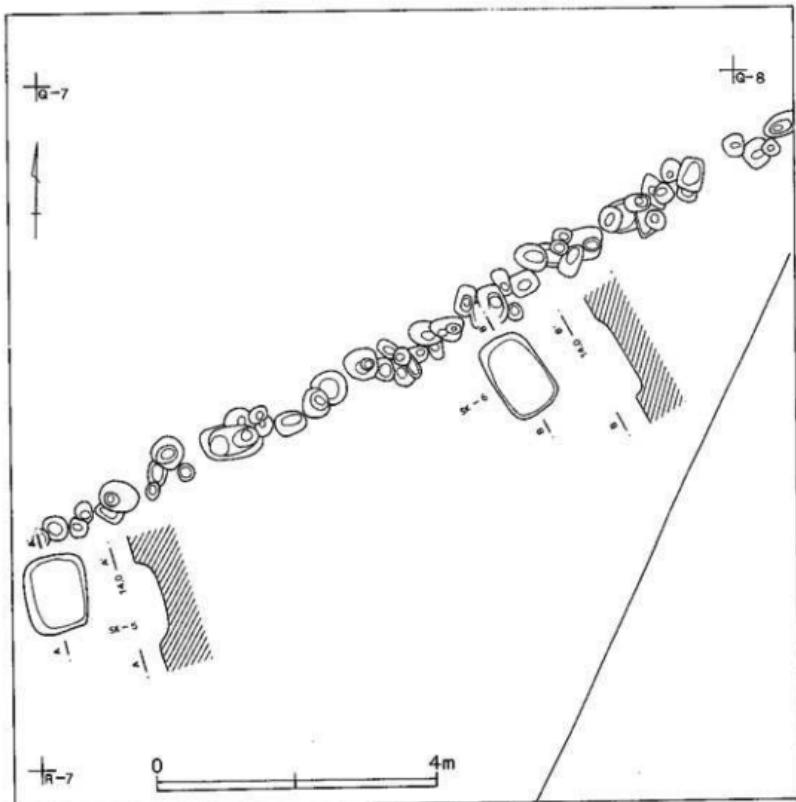


第32図 土壙 (第10面)

第1号柵列と共に共通することも特徴であり、墓壙の可能性が考えられる。

第11面 (32図)

Q-7グリッドに位置する土壙である。第8面の東側にあたり、第1号柵列の南側に位置する土壙である。当該グリッドで検出された土壙は2基で、いずれも第1号柵列に近接している。重複関係がなく、柵列との前後関係は不明である。第7～8面を含め、第1号柵列と第2号柵列の中間(P～Q-7～8グリッド)では土壙を始めとして遺構が極端に希薄である。第3章第5節(柵列)で触れたように、第1号柵列と第2号柵列の中間に、通路と推定される硬化面が検出されていることから、本来的に、遺構の構築を意図しなかったものと考えられる。



第33図 土壙（第11面）

9. 室状遺構

大門南遺跡ではO～P-3～4グリッド、L～M-5～6グリッドにおいて、平面形態が長方形を呈する遺構が集中して検出された。覆土はロームブロック・ローム粒子を多量に含む褐色土や暗褐色土からなり、黒色土を互層に含むものも存在した。形態上では土壙と区別し難いものも存在するが、覆土が異なることから分類した。遺構全測図においてSXとした遺構であり、「室状遺構」と呼称した。全長は最大のもので8m、最も短いもので2.4mである。O～P-3～4グリッドでは8m前後のものが多いようである。L～M-5～6グリッドでは、3～4m前後のものが多く検出されている。壁は底面から直線的に立ち上がり、深さは確認面から平均して50～60cmを測る。室状遺構はL～M-5～6グリッドでは、掘立柱建物跡の柱穴を壊して構築されている。遺物を伴わず時期不詳であるが、中～近世にかけての所産であろう。

第1表 土壌一覧表

番号	掲載図	グリッド	規 模	長軸方向	タイプ	備 考
1	第32図	R - 6	1.85×0.85	N - 62° - E	C	基壇の可能性
2	第32図	R - 6	1.75×0.85	N - 59° - E	C	基壇の可能性
3	第32図	R - 6	2.25×0.75	N - 62° - E	C	基壇の可能性
4	第32図	R - 6	2.10×0.85	N - 46° - E	C	基壇の可能性
5	第33図	Q - 7	1.10×0.90	N - 5° - W	C	基壇の可能性
6	第33図	Q - 7	1.23×0.78	N - 32° - W	C	
7	第25図	L - 5	2.05×0.85	N - 22° - W	C	
8	第31図	P ~ Q - 6	1.12×0.55	N - 58° - E	C	
9	—	O ~ P - 3	1.70×0.75	N - 26° - W	C	
10	—	P - 3	0.70×0.65	N - 63° - E	A	
11	—	P - 4	1.30×1.30	N - 64° - E	B	
12	—	P - 4	2.20×0.96	N - 70° - E	C	
13	第32図	R - 6	1.55×0.65	N - 56° - E	C	基壇の可能性
14	第29図	L - 8	1.75×1.30	N - 61° - E	B	
15	第29図	L - 8	1.35×1.05	N - 72° - E	B	
16	—	K - 7	1.00×0.75	N - 14° - W	B	
17	第29図	L - 8	1.30×1.00	N - 65° - E	B	
18	第28図	K ~ L - 7	1.18×1.10	N - 4° - W	A	
19	第28図	L - 7	1.12×1.05	N - 29° - W	B	骨片出土
20	第26図	K - 7	1.40×0.93	N - 14° - W	B	
21	第26図	K - 6	1.70×0.95	N - 0°	C	
22	第26図	K - 6	1.36×1.36	N - 86° - E	A	
23	第26図	K - 6	2.00×1.00	N - 85° - E	C	
24	第26図	K - 6	1.65×0.85	N - 27° - W	C	
25	第26図	K - 6	0.95×0.80	N - 63° - E	A	
26	第26図	K - 6	0.68×0.50	N - 87° - W	B	
27	—	K - 6	1.25×0.90	N - 88° - E	B	
28	—	K - 5	1.35×0.95	N - 76° - E	B	
29	—	K - 5	0.85×0.72	N - 71° - E	B	
30	—	K - 5	0.85×0.82	N - 57° - E	B	
31	第24図	K ~ L - 5	0.95×0.85	N - 49° - W	B	
32	第25図	L - 5	1.43×1.00	N - 72° - E	A	
33	第25図	L - 5	—	—	—	
34	第25図	L - 5	1.18×1.00	N - 82° - E	B	
35	第25図	L - 5	2.10×0.95	N - 4° - W	C	
36	第25図	L - 5	1.50×1.02	N - 75° - E	C	
37	第30図	Q - 4 ~ 5	1.10×0.85	N - 87° - E	B	
38	第27図	L - 5 ~ 6	2.23×1.25	N - 15° - W	C	
39	第31図	P ~ Q - 6	0.95×0.70	N - 32° - E	A	
40	—	N - 6	1.45×0.73	N - 63° - E	A	焼土含む
41	第27図	L - 6	2.55×1.20	N - 69° - E	C	
42	第27図	L - 6	1.30×0.93	N - 69° - E	B	
43	第27図	M - 6	1.35×0.70	N - 23° - W	C	骨片出土
44	第27図	M - 6	1.50×1.15	N - 62° - W	B	
45	第27図	M - 5 ~ 6	1.80×1.10	N - 65° - E	B	
46	第27図	K - 6	1.20×0.90	N - 11° - W	B	
47	第27図	M - 6	1.47×0.65	N - 68° - E	C	
48	第27図	L - 6	0.80×0.68	N - 62° - E	A	
49	第27図	L - 6	1.15×0.85	N - 76° - E	B	
50	第23図	J - 7	2.20×1.28	N - 25° - E	A	
51	—	M - 7 ~ 8	1.02×0.52	N - 59° - E	A	
52	第26図	J - 7	1.35×1.05	N - 75° - E	A	
53	第26図	J - 7	0.48×0.40	N - 80° - E	A	
54	第26図	J ~ K - 7	1.13×0.65	N - 38° - W	A	
55	第26図	J - 6	2.15×1.10	N - 19° - W	C	

第2表 土壙一覧表

番号	掲載図	グリッド	規 模	長軸方向	タイプ	備 考
56	第26図	J - 6	1.35×0.80	N - 20° - W	C	
57	第23図	J - 6	0.98×0.57	N - 22° - W	C	
58	第24図	J - 6	1.26×1.20	N - 40° - E	A	
59	—	L - 6	1.58×1.08	N - 67° - E	A	
60	第23図	I - 7	0.95×0.95	N - 60° - E	B	
61	第23図	I - 7	1.00×0.85	N - 15° - W	B	
B 1	—	B - 11	1.04×0.82	N - 5° - W	A	骨片出土 2号溝と重複
B 2	—	D - 12	1.54×0.90	N - 70° - E	C	2号溝と重複
B 3	—	E - 12	1.33×0.78	N - 18° - W	C	2号溝と重複
B 4	—	B - 9~10	1.28×0.64	N - 63° - E	C	
B 5	—	C - 9	0.54×0.46	N - 36° - E	B	

第3表 空状造構一覧表

番号	掲載図	グリッド	規 模	長軸方向	備 考
1	第32図	Q - 6	4.44×0.85	N - 25° - E	
2	第30図	P - 4	3.80×1.00	N - 67° - E	
3	第30図	O ~ P - 4	2.03×1.03	N - 74° - E	
4	第30図	O - 4	4.28×1.20	N - 67° - E	
5	—	O - 3	1.65×1.04	N - 22° - W	
6	—	O - 3	3.96×1.08	N - 22° - W	
7	—	O - 3	A3.80×1.05 B6.68×1.20	N - 16° - W N - 22° - W	2基の重複AからB
8	第30図	O ~ P - 4	1.48×1.23	N - 76° - E	
9	—	O - 4	4.10×1.12	N - 67° - E	
10	第30図	O ~ P - 4	5.68×0.84	N - 17° - W	
11	第30図	O - 4	4.40×1.00	N - 67° - E	
12	第30図	O - 3 ~ 4	7.00×0.80	N - 72° - E	
13	—	O ~ P - 5	2.20×1.20	N - 22° - W	
14	第26図	K - 7	2.20×1.00	N - 70° - E	
15	第24図	K - 5	4.40×0.88	N - 19° - W	第8号建物跡と重複
16	第24図	K - 5	2.22×1.15	N - 19° - W	
17	第24図	K - 5 ~ 6	1.02×0.84	—	第8号建物跡と重複
18	第24図	K - 5	2.40×1.00	N - 19° - W	第8号建物跡と重複
19	第24図	K - 5	2.74×0.98	N - 6° - W	第8号建物跡と重複
20	第24図	K - 5	1.80×0.80	N - 66° - E	
21	第25図	L - 5	2.25×1.40	N - 72° - E	第6号建物跡と重複
22	—	L - 5	1.10×0.80	N - 72° - E	
23	—	—	—	—	
24	—	H ~ I - 7	4.40×0.60	—	
25	—	I - 7	3.86×0.92	N - 20° - W	
26	第23図	J - 6	3.00×0.70	N - 72° - E	
27	第23図	J ~ K - 7	3.00×1.20	N - 10° - W	
28	第24図	K - 7	2.28×1.28	N - 70° - E	

V. 分析結果

与野市大門南遺跡出土の馬

大門南遺跡は、埼玉県与野市上峰3丁目に所在する。馬骨は1体分からなり、中世に構築された幅1.8m、深さ0.7mの溝状造構を埋積した黒褐色土層中より出土した。この溝状造構の廃棄後、徐々に埋め立てられつつある時、なお残存するその地形的凹みを利用して本個体は埋められたようである。埋没年代は中世以降とされるが、馬骨の形態などからして、下っても江戸時代までであろう。

保存状況はきわめて不良で、歯牙以外は出土部位の確認に困難を伴う。しかし、骨の分布状況から、頭部のみならず、四肢骨も存在していたことは確実で、頭部を北に、尾部を南に、前肢と後肢を東側に置いた横臥姿勢で埋存していたことが読み取れる。

犬歯は検出されていない。馬には切歯が上下合わせて12本植立しているものであるが、発掘されたのは5本だけである。犬歯に隣接している切歯の残存状況がこのようであるから、犬歯が見出されないのは、本個体が雌獣であるためもともと存在してなかったのか、それとも埋没後のなんらかの原因で消失してしまったのか、決めがたい。したがって性別を断定することはできない。

植立している歯はすべて永久歯で、咬耗はさほど進んでいない。Levine (1982) によって歯の咬耗度（歯冠高）から年齢を推定すると、8歳程度である。Goubax & Barrier (1926) の切歯の咬耗度による年齢推定でも、この程度の年齢が得られる。Hope & Jackson (1973) によれば馬は5歳でヒトの20歳、12歳でヒトの50歳、30歳で80歳に相当するというから、本個体はヒトの30~40歳といったところと思われる。まだ、老衰で死亡する年齢ではなく、死因を別に求めなければならぬが、遺存骨にはそれを示すものは見当たらない。

なお、現在日本に生息する在来馬は2型に分類されている（林田、1978）。一つは鹿児島県のトカラ馬、愛媛県の野間馬などの属する体高105~122cmの小型馬、いま一つは長野県の木曾馬、北海道和種、宮崎県の御崎馬などの属する体高129~138cmの中型馬である。本馬の上顎全臼歯列長、下顎全臼歯列長はそれぞれ154.8mm、160.6mmである。トカラ馬、野間馬、木曾馬の上顎全臼歯列長がそれぞれ157.5mm、153.7mm、173.2mm、下顎全臼歯列長が163.0mm、165.3mm、179.9mmである（大塚潤一・広田桂一ほか、1985）のに比べると、本個体のそれは、トカラ馬、野間馬にほぼ相当し、体高も小型馬タイプに属するものと考えられる。

新田義貞の鎌倉攻め（1333年）の時に軍馬として使用され、戦死したとされる38頭のウマの平均体高が129cmと記録されている（林田、1957）。また、農馬あるいは駄馬として使用されたと思われる江戸時代中期のウマが藤岡市上栗須から27個体分出土しているが、平均体高は126.4cmである（宮崎、1989）。本馬の体高はこれらの馬よりも小さめであったことは、全臼歯列長から、確実である。江戸時代、愛媛県今治市郊外の野間郡では、当地の藩が、郡一帯の農家に馬の委託飼育をさせた。当時の馬の大きさは、体高4尺（約121cm）を定尺といつて標準とされ、定尺以上のウマが生まれると飼料費のほかに奨励金を与えて買い上げ、また、定尺以下の馬が生まれると飼料代を払わないか

第4表 上顎臼歯計測値

	歯種	第二前臼歯	第三前臼歯	第四前臼歯	第一後臼歯	第二後臼歯	第三後臼歯
歯冠長	咬合面	34.5	26.4	25.6	23.1	23.4	24.6
歯冠幅	咬合面	23.0	24.7	23.6	23.0	22.5	20.0
原錐幅	咬合面	10.1	13.4	11.9	12.4	13.8	14.3
歯冠高	頬面	40.6	51.7	59.8	48.7	60.5	55.4
	舌側	39.4	52.8	50.8	45.4	55.8	49.2
咬合面の傾斜		105°	95°	83°	90°	75°	55°
中附錐幅	咬合面	5.8	5.6	4.0	2.7	3.0	2.8

単位:mm(長・幅・高)

第5表 下顎臼歯計測値

	第二前臼歯	第三前臼歯	第四前臼歯	第一後臼歯	第二後臼歯	第三後臼歯
歯冠長	咬合面	31.0	26.4	25.6	23.7	22.7
歯冠幅	前葉 咬合面	11.2	13.6	14.5	13.0	13.0
	後葉 咬合面	12.3	13.0	13.4	12.6	12.0
歯冠高	頬側	39.0	46.0	58.0	46.0	53.4
	舌側	37.0	49.0	59.2	50.0	55.5
下後錐谷長		5.6	10.3	8.4	7.4	8.0
下内錐谷長		17.0	12.4	12.5	8.5	8.9
下内錐幅		5.0	5.2	5.0	4.0	4.1
double knot 長咬合面		15.0	14.8	13.6	9.2	12.6
咬合面の傾斜		100°	86°	82°	72°	78°
						70°

単位:mm(長・幅・高)

第6表 全臼歯列長計測値比較表

	本個体	野間馬*	トカラ馬*	木曾馬*
上顎	154.8	153.7	157.5	173.2
下顎	160.6	165.3	163.0	179.9

単位:mm

*印:大塚・広田ほか(1985)による

わりに無償に農家に払い下げた（橋口、1985）という。本遺跡出土の馬は上記のように定尺以下の体高であると推定され、騎乗用あるいは軍馬として利用するには小型すぎ、それより農馬、駄馬として農家で飼養されていた可能性の方が高い。

宮崎重夫

引用文献

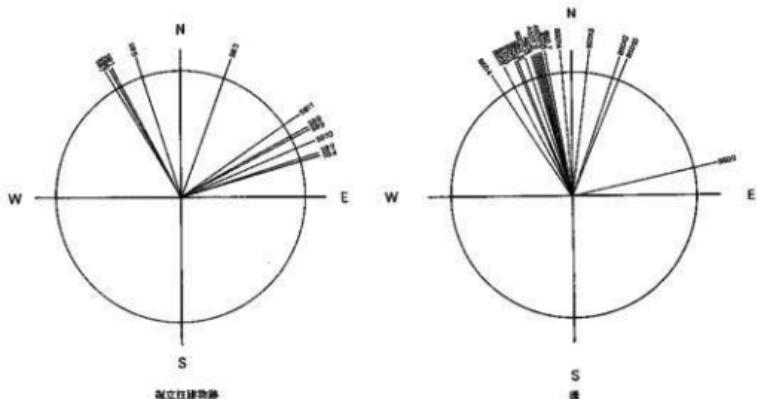
- Goubaux, A. and Barrier, G. (1926) *The Exterior of the Horse*. Lippincott., philadelph, a.
- 橋口 勉 (1985) 「野間馬の概要」『野間馬に関する学術調査報告書』 P. 2-9 社団法人日本馬事協会
- 林田重幸 (1957) 「中世日本の馬について」『日本畜産学会報 28』 P.301-306。
- 林田重幸 (1978) 「日本在来馬の系統に関する研究」日本中央競馬会
- Hope, C. and Jackson, G. (1973). *The Horse*. Ebury Press & Pelham Books., London.
- Levine, M. A (1982) The use of crown height measurements and eruption-wear sequences to age horse teeth. In Wilson, B., Grigson, C., & Payne, S., (eds), *Sexing and Sexing Animal Bones from Archaeological Sites*. BAR British Series 109, 223-250.
- 宮崎重雄 (1989) 「上栗須遺跡の馬骨」『上栗須遺跡』 P.655-673 財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業團
- 大塚潤一・広田桂一・松元光春・橋口 勉 (1985) 「野間馬の形態」『野間馬に関する学術調査報告書』 P.10-15 社団法人日本馬事協会

VI. 総括

大門南遺跡からは道路状遺構と推定される溝列が南北に走り、それと主軸方位がほぼ直行するように柵列が東西方向に配置されている。このような遺構配置が偶然の結果生じたものではなく、当初から計画的に構築された可能性が高いことは、各々の遺構における主軸方位の検討からも十分に予測可能である。各遺構の詳細については既に記載済みであるので、詳細には触れないが、遺構全体の配列は極めて規則性を有していると言えるだろう。第34図に溝と土塙及び掘立柱建物跡の主軸方位を示した。道路状遺構と推定されるASD-1~6との対応関係からみても上記の想定が首肯されるものと考えられる。

道路状遺構については、早川・泉氏の集成と考察がある。また、近年、毛呂山町堂山下遺跡からも、中世の道路と考えられる遺構や井戸跡・掘立柱建物跡等が検出され、概期の集落の一端が明らかにされている。大門南遺跡において検出された道路状遺構には、溝間に硬化面一板状凹凸面一は検出されていないが、板状凹凸面が全ての道路状遺構に伴うものではないことも指摘されている。既に触れたように、大門南遺跡では、地表面が削平されており、硬化面が消失していた可能性が高いが、最も標高が高い地点を選択するかのように構築されており、水はけが極めて良好であることから、あるいは意図的に計画施工された硬化面一板状凹凸一を持たなかった可能性も考えられる。

大門南遺跡周辺には、与野市教育委員会の調査によって、現在までに多数の館跡・陣屋跡の存在が指摘されている。帰属時期については明らかではない。与野市史によれば、中世までに遡るものには矢垂館跡のみであるとの指摘がなされているが、今回の調査においても、周辺遺跡を含めて、時代背景を積極的に語れる調査結果に恵まれまなかった。第1章においても触れたように、大門南遺跡



第34図 遺構の主軸方位

の周辺に位置する館跡や陣屋等は、推定道路遺構の延長線状に在る。このことは、道路遺構の存在と無関係であったとは考えられず、恐らく中世以降も連続と用いられたものであったと想定される。また、道路遺構と共に検出された、井戸跡・柵列・掘立柱建物跡等の遺構群のうち、後2者には重複関係が確認されたことから、時間差を有することが想定されたが、年代幅を確定するには至らなかった。周辺の館跡には堀をめぐらせたものが確認されていることから、大門南遺跡は、それらとは性格の異なった集落であることは想像に難くない。今後、周辺遺跡も含めて総合的に検討する必要性を痛感する。

引用・参考文献

- 飯田充晴・柏谷吉一 1990 「所沢市東の上遺跡の調査」『第23回遺跡発表会要旨』 埼玉考古学会
早川 泉 1991 「古代道路遺構に残された土跡」『東京考古9』 東京考古談話会
菊池紳一 1988 「武藏国の成立と与野周辺」『与野市史通史編上巻』 与野市総務部市史編さん室
諸岡 勝 1988 「鎌倉街道と市場」『与野市史通史編上巻』 与野市総務部市史編さん室
宮龍耕二 1991 「堂山下」 財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書 第99集

写真図版

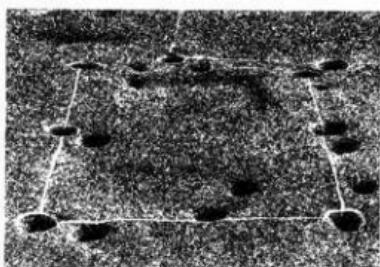


大門南遺跡全景（西から）

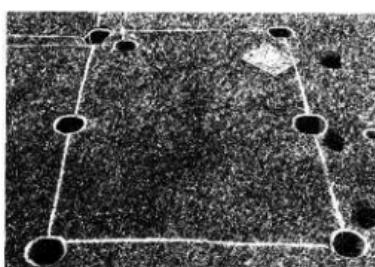
図版2



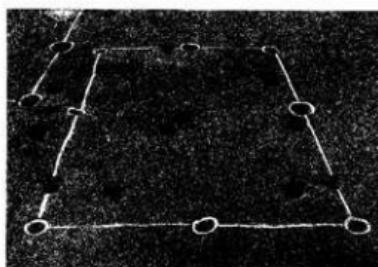
第1～5号掘立柱建物跡全景



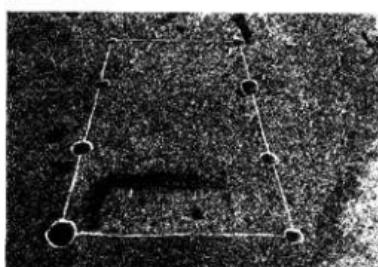
第1号掘立柱建物跡



第5号掘立柱建物跡



第2号掘立柱建物跡



第10号掘立柱建物跡



第8～9号掘立柱建物跡全景（西から）



第6～7号掘立柱建物跡全景（北から）

図版 4



第 1 号柵列全景（西から）



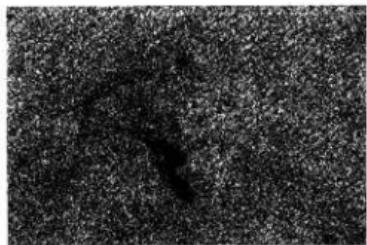
第 2 号柵列全景（西から）



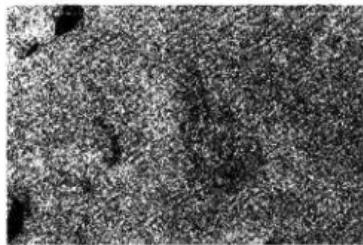
第 3 号柵列全景（西から）



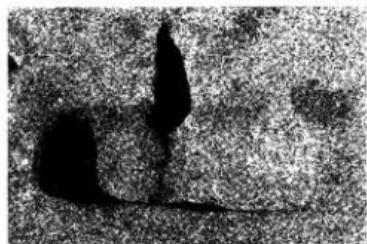
第 3 号柵列東端部（西から）



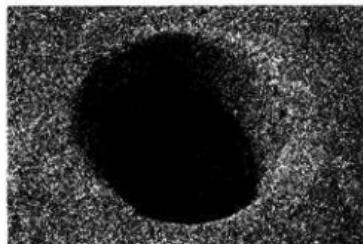
第 1 号火葬址



第 2 号火葬址



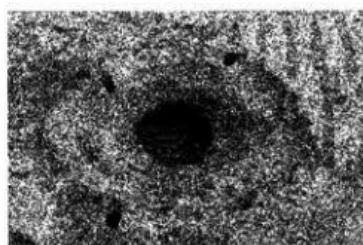
第 3 号火葬址



第 1 号井戸跡



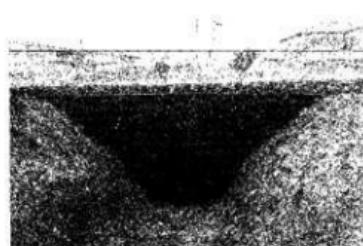
第 1 号井戸跡土層



第 2 号井戸跡



第 2 号井戸跡土層



A 区第 3 号溝土層

図版 6



推定道路遺構〔第1～6号溝〕全景（北東から）



推定道路遺構〔第1～6号溝〕全景（北から）

埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書 第109集

大門南遺跡

県民劇場建設工事関係埋蔵文化財発掘調査報告

平成3年9月25日 印刷

平成3年9月30日 発行

発行 財團法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団

〒369-01 大里郡大里村大字箕輪字船木884

電話 (0493) 39-3955

FAX (0493) 39-3579

印刷

望月印刷株式会社

附図 大門南遺跡遺構全測図

